

大学等における就職支援・キャリア支援の現状

—学校種や設置者による相違に着目して—

お茶の水女子大学 望月 由起

1 はじめに

大学等における就職支援のあり方が問われている。若者の就労意欲や職業意識が問題視されるようになり、大学等では、就職支援を「キャリア支援」という枠組みに発展させ、その中核に「キャリア教育」を位置づけながら、入学後の早期の段階からのカリキュラム化の検討・導入も積極的に推し進めている。

大学等が若者の就労意欲や職業意識の育成に注力する一方で、リーマンショック後の世界同時株安や急速な円高などの影響を受け、彼らを取り巻く雇用環境は非常に厳しい状況にあり、十分な就労意欲や職業意識をもちながらも就職できない学生が続出した。厚生労働省が平成21年4月30日に発表した学校卒業者の採用内定取り消し状況によると、全国のハローワークに通知された平成21年3月新規学卒者の採用内定取消数は2,000名以上にも及んだ。

こうした状況に対応すべく、平成21年10月には、「緊急雇用対策」が政府一体となりとりまとめられた。平成21年12月さらには平成22年3月には、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連名で、中小企業団体を含めた経済団体等に対し、新規学卒者の採用に関する要請を行うなど、就職環境の改善に向けた、雇用者側に対する働きかけも推し進められている。文部科学省では、先の「緊急雇用対策」をふまえ、学生の就職率の向上やキャリア形成の促進を図ることを目的に、平成21年度「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラムとして、大学等への就職相談員（キャリアカウンセラー等）の配置など関係機関と連携した就職相談体系の強化を図る取り組みや、学生の卒業後の社会的・職業的自立につながる教育課程内外にわたる取り組み（キャリアガイダンス）を、平成22年2月に選定している¹⁾。その後も、平成22年9月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」をふまえ、「キャリアカウンセラーの増員による就職支援の強化や就業力を向上させるための支援プログラムの充実（文部科学省）」「卒後3年以内の既卒者を採用する企業やトライアル雇用を行う企業への奨励金（厚生労働省）」「雇用意欲の高い中小企業と新卒者等のミスマッチ解消に向けた取組の強化（経済産業省）」などが推し進められた。平成23年1月には、「卒業前最後の集中支援」の実施が文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連携により決定され、1人でも多くの学生が卒業までに就職できるよう、大学に対しても未内定者への支援の強化を要請している。

こうした成果もあってか、近年の経済状況の好転とあいまって、新規学卒者の就職状況は徐々に好転している（図1から図3参照）。とはいえ、厳しい就職環境をも視野に入れ、早期の段階から就職支援・キャリア支援に積極的に取り組む大学等が少なからずみられるようになったのは、この数年のことである。「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラムに選定されるような取り組みをしている大学等を中心に、その先進的な事例は積極的に示されており、こうした情報を入手することは難しくない（例えば、日本学生支援機構

2010)。その反面、先進的な取り組みの段階には達していない事例を含めて、大学等における就職支援・キャリア支援の現状を捉えることは難しい。

図1. 就職（内定）率の推移（大学）

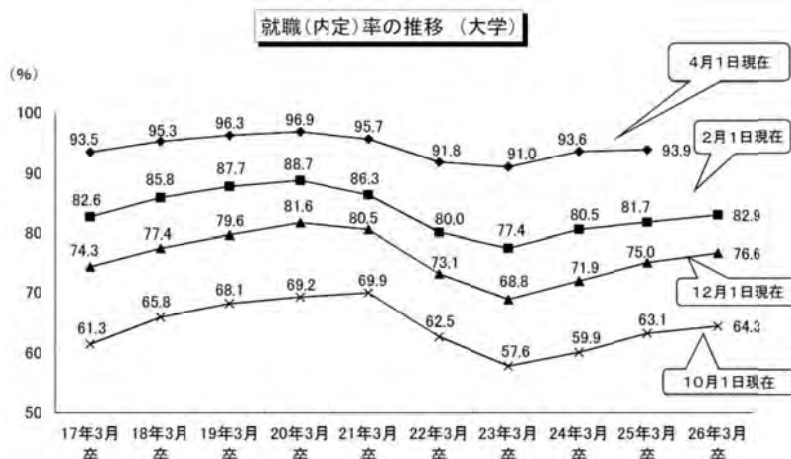


図2. 就職（内定）率の推移（短期大学・女子）

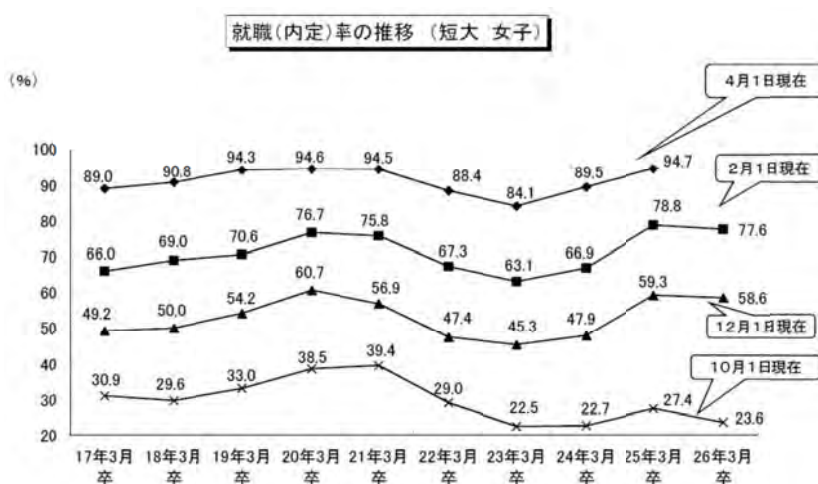
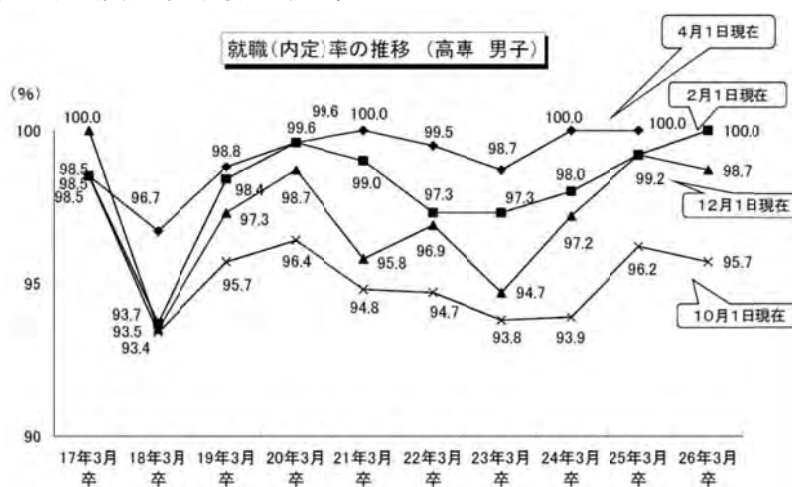


図3. 就職（内定）率の推移（高等専門学校・男子）



出所（図1～図3）：平成26年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査（平成26年2月1日現在）

経済状況や雇用環境が目まぐるしく変化する時代であるからこそ、先進的な事例を参考にしながらも、よりマクロな視点を持ち、自校の就職支援・キャリア支援の現状や課題を見直しながら、その時々¹⁾の社会的な背景に適応させていくことが求められる。大学等における就職支援・キャリア支援は、単に学生個人のキャリア意識形成や就職活動を支援するだけでなく、学生の就職状況（就職（内定）率や就職内定先等）が大学の評価にもつながりうるため、大学等にとってはきわめて重要な要素となっている。

以上をふまえ、本稿では、大学等における就職支援・キャリア支援の現状について、平成 25 年度に日本学生支援機構が実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」（以降、平成 25 年度調査とする）に基づき、マクロな視点から実証的に報告していくこととする。平成 22 年度²⁾に日本学生支援機構が実施した「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」（以降、平成 22 年度調査とする）や、平成 17 年度³⁾ および平成 20 年度⁴⁾ に日本学生支援機構が実施した「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査」（以降、それぞれ、平成 17 年度調査および平成 20 年度調査とする）においても同様の調査項目を設けている場合には、その結果との比較も行うこととする。

図 1～図 3 からわかるように、平成 22 年度調査は、大学等の新規学卒者をめぐる就職環境が極めて厳しい時期に実施されたものであり、多くの大学等において、就職支援・キャリア支援には力を入れざるをえない状況であった。大学等の新規学卒者を取り巻く雇用環境が徐々にではあるが回復傾向にある中で、平成 25 年度調査を通して、大学等の就職支援・キャリア支援の実情に目を向けていくことは、社会情勢や雇用環境の変化との関連性をみるという点でも意義があるものと思われる。

具体的には、平成 25 年度調査において設定した調査項目の中で、就職支援・キャリア支援に関連する「インターンシップの実施状況」「必修科目として設定したキャリア科目の開設状況」「就職指導ガイダンス・セミナー等の実施状況」「学生の進路状況を把握するための調査の実施状況」「学外の就職支援組織・団体との連携の実施状況」を分析項目とし、学校種（「大学」「短期大学」「高等専門学校」）および（大学に関しては）設置者（「国立」「公立」「私立」）による相違に着目して示していく。図 1～図 3 からわかるように、大学等の新規学卒者をめぐる雇用環境には、学校種による違いがあり、また、大学の中でも、設置者等による違いがみられるためである。

2 大学等における就職支援・キャリア支援の取り組みの現状と変化

1) インターンシップの実施状況

平成 9 年、文部省、通商産業省、労働省において、インターンシップのより一層の推進を図るため、インターンシップに関する共通した基本的認識や推進方策を取りまとめた「インターンシップの推進に当たっての基本的な考え方」を作成し、政府・大学等・産業界でその普及・推進を図ってきた。

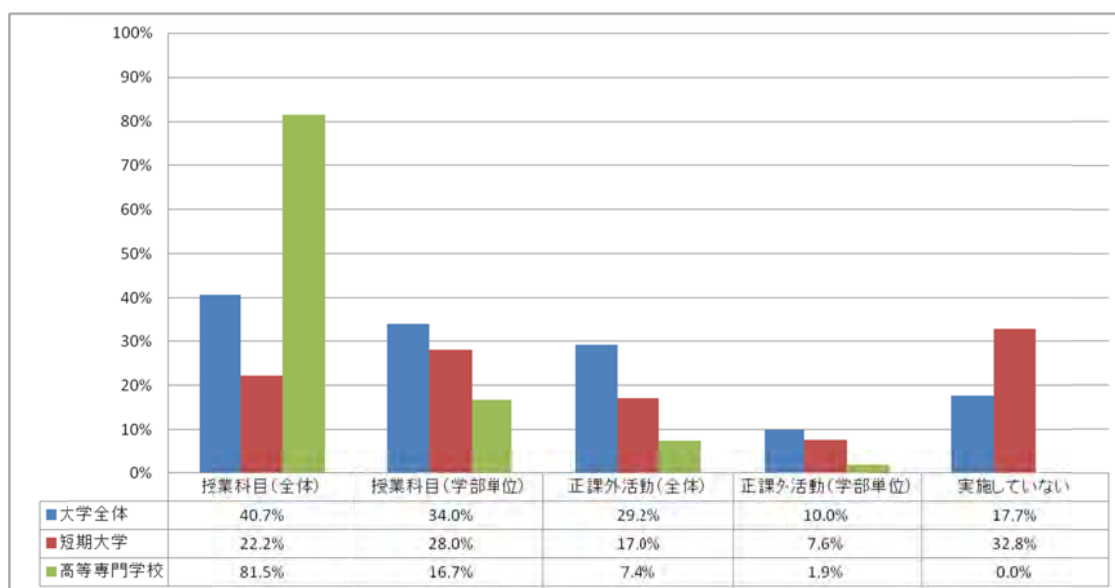
近年、その上での課題や、キャリア教育・専門教育や大学改革推進に向けた意義に加え、社会状況にも対応した推進の必要性、インターンシップの実施状況や課題等もふまえて、インターンシップに関する共通した基本的認識及び今後の推進方策の在り方の再検討が進められている。

文部科学省は「体系的なキャリア教育・職業教育の推進に向けたインターンシップの更なる充実に関する調査研究協力者会議」を設け、平成 25 年 8 月には「「インターンシップの普及及び質的充実のための推進方策について」意見のとりまとめ」として示した。その冒頭「はじめに」において「インターンシップは、大学における学修と社会での経験を結びつけることで、学生の大学における学修の深化や新たな学習意欲の喚起につながるとともに、学生が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択や高い職業意識の育成が図られる有益な取組」とあるように、大学におけるインターンシップの取り組みの重要性やその活用を求める内容となっている。平成 26 年 4 月には「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」の見直しを示し、その背景及び趣旨説明、「基本的考え方」の新旧対照表といった関係資料も公開している（文部科学省 2014）。

こうした中で、大学等はどのようにインターンシップに取り組んでいるのだろうか。図 4 は、大学等におけるインターンシップの実施状況について、学校種別に示したものである（複数回答可）。

大学におけるインターンシップの実施率は、文部省が平成 11 年度に実施した調査では 26.2%に過ぎないが、平成 17 年度調査では 56.6%へ著しく増加し、平成 20 年度調査では 62.4%へと、緩やかながらもさらに増加していることが示されている（文部科学省 2006、日本学生支援機構 2009）。こうした状況をふまえ、平成 22 年度調査では、インターンシップの実施の有無のみならず、「授業科目としているのか否か」「全学として実施しているのか（大学全体としての取り組みなのか）、学部単位で実施しているのか（学部単位での取り組みなのか）」といった実施形態についても尋ねている。本調査でもインターンシップの実施形態について、平成 22 年度調査同様に尋ねているが、「教育実習・医療実習・看護実習などの、特定の資格取得を目的とするものを除く」とし、インターンシップとしてとらえる活動を制限している。

図 4. 大学等におけるインターンシップの実施状況 ※複数回答可



まず実施の有無に目を向けると、「実施していない」との回答は、「大学全体」の 17.7%、「短期大学」の 32.8%、「高等専門学校」の 0.0%であることがわかる。平成 22 年度調査において「実施していない」との回答は、「大学全体」15.7%、「短期大学」38.5%、「高等専門学校」0.0%であり、「大学全体」の非実施率は平成 22 年度調査より高い結果となっている。本調査で「実施していない」と回答した大学等に目を向けると、医療系や福祉系の単科大学が目立つことから、本調査では「教育実習・医療実習・看護実習などの、特定の資格取得を目的とするものを除く」としたことがその一因と思われる。

また、平成 22 年度調査同様、他の学校種に比べると「短期大学」の非実施率が高く、修学期間の短い短期大学においてインターンシップを実施する難しさが示唆されている。

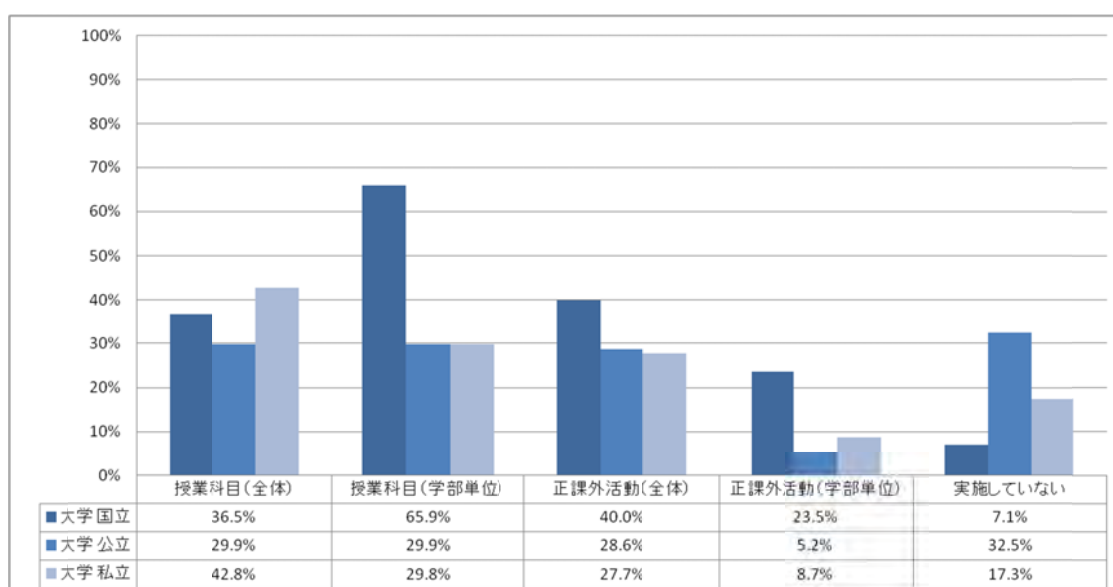
さらに実施形態に目を向けると、「大学全体」の 40.7%、「短期大学」の 22.2%、「高等専門学校」の 81.5%が「授業科目（全体）」として実施していることが示されている。「大学全体」や「高等専門学校」では、他の実施形態に比べてその実施率が高いが、特に「高等専門学校」においてその傾向が顕著にみられる。

その他の形態での実施率は、いずれも「大学全体」「短期大学」「高等専門学校」の順となっている。この傾向は、平成 22 年度調査でも同様に示されている（望月 2011）。

また「短期大学」では、他の学校種とは異なり、「授業科目（全体）」よりも「授業科目（学部単位）」での実施率の方が高く、修学期間の短い学生に対して、その学部に応じて対応をしている状況がうかがえる。

では、設置者による相違はあるのだろうか。図 5 は、「大学」に限定して、その設置者別にインターンシップの実施状況を示したものである。

図 5. 大学におけるインターンシップの実施状況（設置者別） ※複数回答可



実施の有無に目を向けると、「実施していない」の回答率は、「国立」の 7.1%、「私立」の 17.3%に比べて、「公立」では 32.5%と高い。本調査では「教育実習・医療実習・看護

実習などの、特定の資格取得を目的とするものを除く」としており、こうした特定の資格取得を目的とするインターンシップならば実施している学部を公立大学が多く持つことも、その一因として考えられるが、インターンシップとしてとらえる活動を制限していない平成22年度調査でも「公立」の非実施率は他に比べて高い結果が示されている（望月 2011）。

また望月（2010）は、国立大学では、平成17年度調査の時点でインターンシップが一般化し、定着していることを指摘しているが、「教育実習・医療実習・看護実習などの、特定の資格取得を目的とするものを除く」とした本調査でも、9割以上の国立大学は何らかの形態でインターンシップを実施していることが示唆されている。

実施形態に目を向けると、設置者による特徴もみられる。例えば「国立」では、「授業科目（学部単位）」が65.9%と、他の実施形態に比べて明らかに高いことがわかる。

2) 必修科目として設定したキャリア科目の開設状況

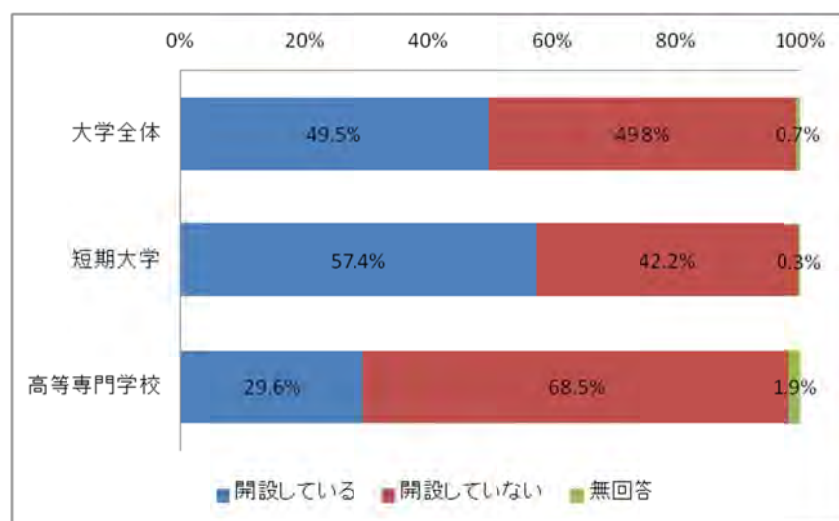
続いて、必修科目として設定したキャリア科目の開設状況についてみていく。

平成20年度調査では、学生のキャリア形成・キャリア開発を促進すべく、入学後の早期の段階からのキャリア教育に力を注ぐ様相がみられ（望月 2010）、平成22年度調査では、正課カリキュラムとしてより多様な形で授業化している傾向が示されている（望月 2011）。

平成23年1月には、中央教育審議会において、幼児期の教育から高等教育までを通じたキャリア教育・職業教育の在り方について答申が行われた（「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」）。また平成23年4月には、大学設置基準及び短期大学設置基準が一部改正され、全ての大学や短期大学において、教育課程内外を通じて学生の社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこととし、そのための体制整備を行うことを求めている。

こうした中で、大学等はどのように必修科目としてキャリア科目を設定しているのだろうか。図6は、大学等において必修科目として設定したキャリア科目の開設状況について、学校種別に示したものである。

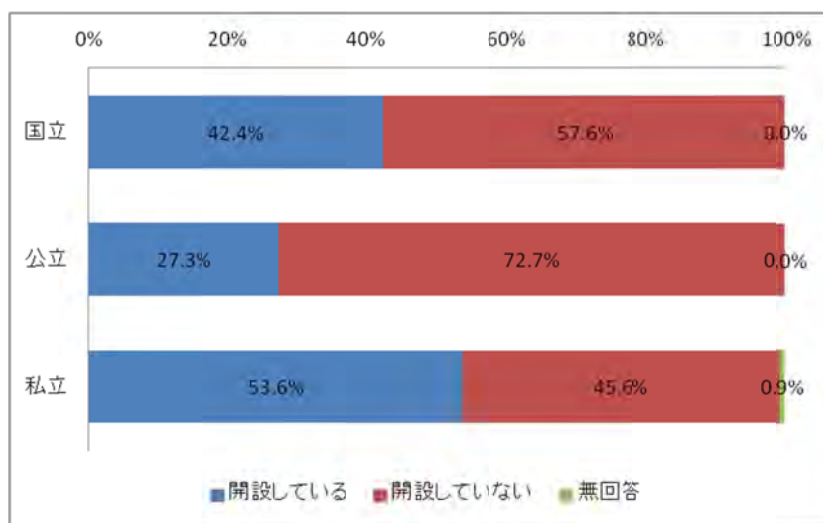
図6. 大学等におけるキャリア科目（必修）の開設状況



「大学全体」49.5%（平成22年度調査比13.2ポイント増）、「短期大学」57.4%（同18.4ポイント増）、「高等専門学校」29.6%（同16.4ポイント増）と、学校種により開設状況に開きはあるものの、いずれの学校種でも平成22年度調査より開設率が高くなっている。

では、設置者による相違はあるのだろうか。「大学」に限定して、その設置者別に示した結果が図7である。

図7. 大学におけるキャリア科目（必修）の開設状況（設置者別）



「国立」42.4%（平成22年度調査比5.5ポイント増）、「公立」27.3%（同5.2ポイント増）、「私立」53.6%（同15.4ポイント増）と、いずれにおいても平成22年度調査より開設率が高くなっていることが示されている。

ただし、「私立」の開設率が大きく増加したことにより、設置者による開設率の差は平成22年度調査より広がっており、最も高い「私立」と最も低い「公立」では26.3ポイントもの差がみられる。平成20年度調査では「職業意識の形成に関する授業科目」について尋ねているが、その開設率は「国立」「私立」に比べて「公立」が低く（日本学生支援機構2009）、平成22年度調査において「キャリア科目」の開設状況を尋ねた際にも、同様の結果が示されている（望月2011）。

3) 就職指導ガイダンス・セミナー等の実施状況

先にも述べたが、平成23年4月に大学設置基準及び短期大学設置基準が一部改正されている。そこには「就職支援・キャリア支援」といった文言が直接的にはみられないものの、大学等における「職業指導（キャリアガイダンス）の義務化」を意味するものとして報道され、一般的にもそのように受け止められている。

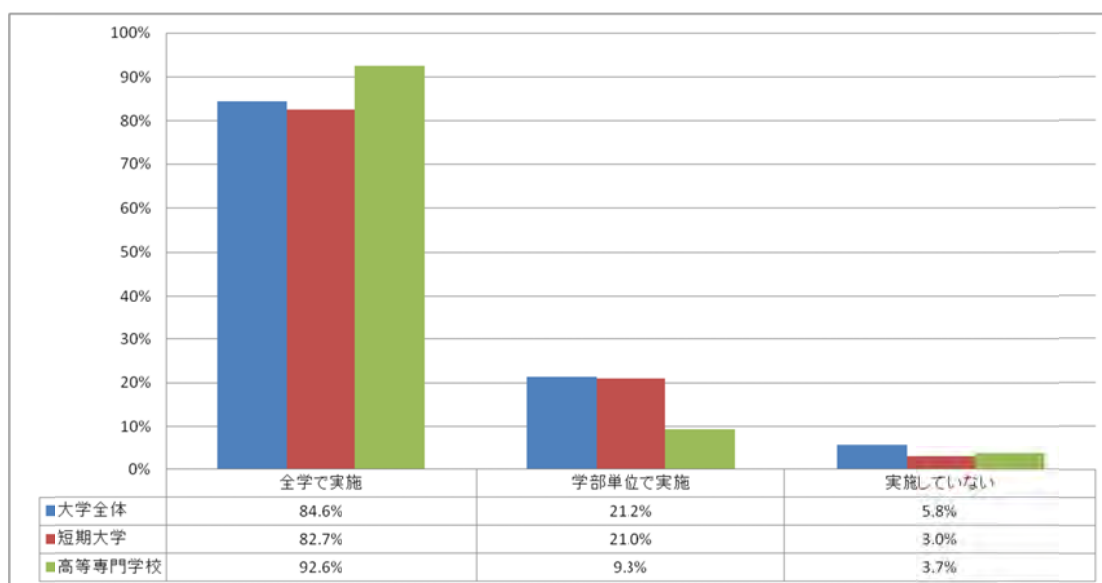
このような中で、大学等では就職指導ガイダンス・セミナー等をどのように実施しているのだろうか。図8は、大学等における就職指導ガイダンス・セミナー等の実施状況について、学校種別に示したものである（複数回答可）。

まず実施の有無について目を向けると、「実施していない」の回答率は「大学全体」5.8%、

「短期大学」3.0%、「高等専門学校」3.7%と極めて少なく、大学等における就職指導ガイダンス・セミナー等の実施は、すでに一般化していることがわかる。

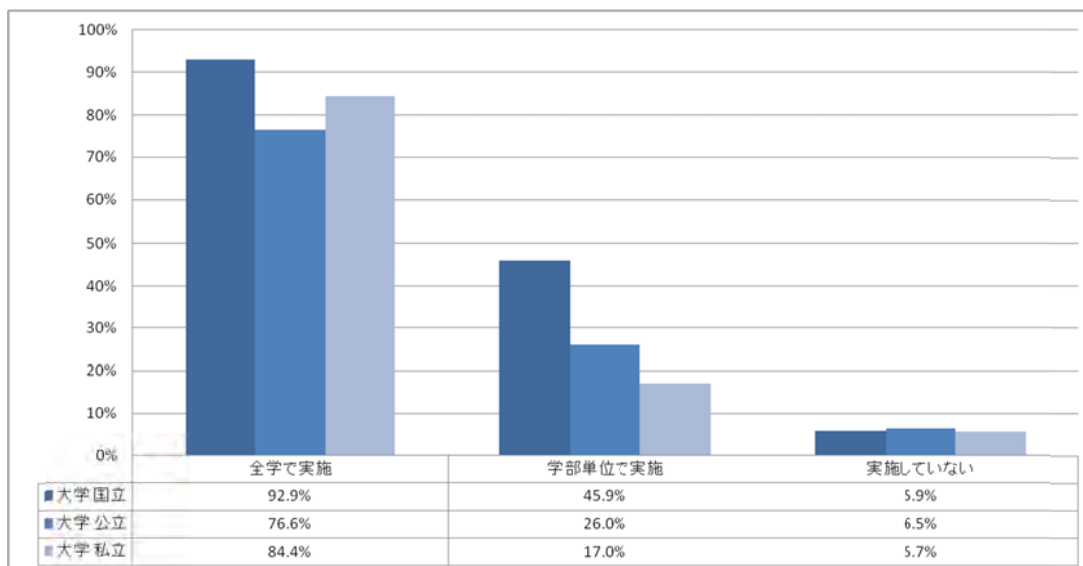
さらに実施形態に目を向けると、「全学で実施」が「大学全体」84.6%、「短期大学」82.7%、「高等専門学校」92.6%と大多数に及んでいる。その一方で、「学部単位で実施」も「大学全体」21.2%、「短期大学」21.0%と2割以上でみられることから、全学でも学部単位でも実施しているような大学や短期大学もあるものと思われる。

図 8. 大学等における就職指導ガイダンス・セミナー等の実施状況 ※複数回答可



では、設置者による相違はあるのだろうか。「大学」に限定して、その設置者別に同様に示した結果が図9である。

図 9. 大学における就職指導ガイダンス・セミナー等の実施状況（設置者別） ※複数回答可



「実施していない」の回答率は、「国立」5.9%、「公立」6.5%、「私立」5.7%に過ぎず、設置者を問わず、大学における就職指導ガイダンス・セミナー等の実施は一般化していることがわかる。

さらに実施形態に目を向けると、「全学で実施」が「国立」92.9%、「公立」76.6%、「私立」84.4%と目立つ。「国立」では、9割以上が「全学で実施」しているが、「学部単位で実施」も45.9%とおおよそ半数に及んでいることから、4～5割の国立大学では、全学でも学部単位でも実施していることが示唆されている。

4) 学生の進路状況を把握するための調査の実施状況

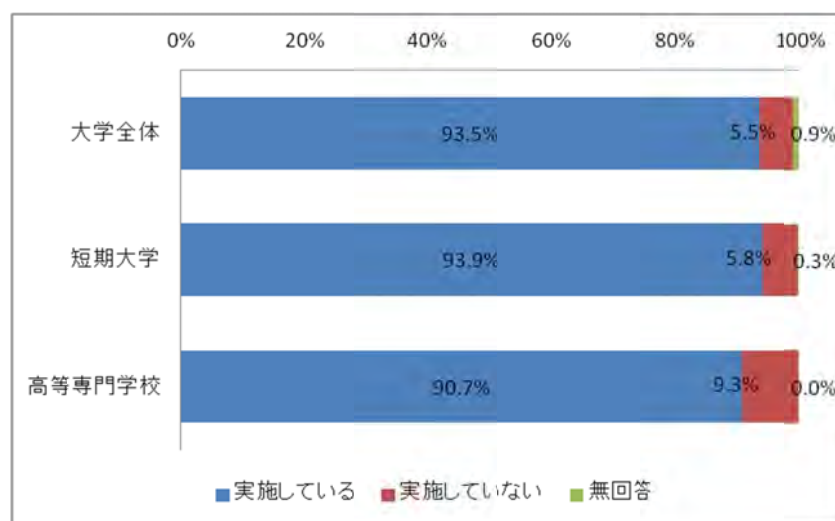
続いて、学生の進路状況を把握するための調査の実施状況として、大学等における卒業年次の学生全員に対する調査の実施状況（平成24年度実績）についてみていく。

日本学生支援機構（2009）によれば、学生の進路状況を把握するための調査の実施状況は、「大学全体」の実施率でみると、平成17年度調査の54.4%に対し、平成20年度調査では85.2%に達しており、この3年あまりのうちに大きく伸びている。平成22年度調査では、「就職状況の把握のための学生全員に対する調査の実施状況」を尋ねたが、「大学全体」88.3%、「短期大学」89.0%と、およそ9割の大学や短期大学で実施していることが示されている（望月2011）。

平成23年1月には「卒業前最後の集中支援」の実施が文部科学省・厚生労働省・経済産業省の連携により決定され、大学に対しても未内定者への支援の強化を要請している。その要請に応えるためにも、大学等は、卒業年次の学生の内定状況をまずは把握することが必要である。

このような中で、大学等はどのように学生の進路状況を把握するための調査を実施しているのだろうか。図10は、大学等における卒業年次の学生全員に対する調査の実施状況（平成24年度実績）を学校種別に示したものである。

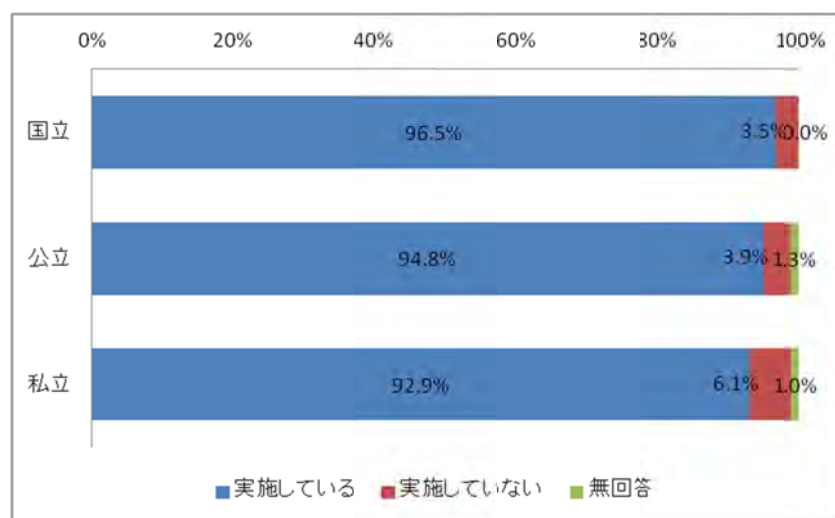
図10. 大学等における卒業年次の学生全員に対する調査の実施状況



これまでの調査とは異なり、本調査では調査で把握する対象学生を「卒業年次の学生全員」としている。図 10 からは、「実施している」の回答率が「大学全体」93.5%、「短期大学」93.9%、「高等専門学校」90.7%といずれの学校種でも極めて高く、その実施が一般化していることがわかる。

では、設置者による相違はあるのだろうか。「大学」に限定して、その設置者別に示した結果が図 11 である。

図 11. 大学における卒業年次の学生全員に対する調査の実施状況（設置者別）



「実施している」の回答率は「国立」96.5%、「公立」94.8%、「私立」92.9%と、いずれも 9 割以上の極めて高い実施率となっていることから、設置者を問わず、大学では卒業年次の学生全員に対する調査の実施が一般化していることがわかる。

5) 学外の就職支援組織・団体との連携の実施状況

最後に、学外の就職支援組織・団体との連携の実施状況についてみていく。

先にも述べたが、平成 23 年 4 月に大学設置基準及び短期大学設置基準が一部改正され、学生の社会的・職業的自立のために、大学等における教育や学生支援が行われるよう、学内組織の有機的な連携や適切な体制整備が求められている。また、平成 23 年 1 月に決定された「卒業前最後の集中支援」の一つとして、「大学等に配置したキャリアカウンセラーと新卒応援ハローワークのジョブサポーターの連携の推進」が挙げられている。

こうした中で、大学等ではどのように学外の就職支援組織・団体と連携しているのだろうか。図 12 は、大学等において、就職支援に関し、連携している学外の就職支援組織・団体⁵⁾について示したものである（複数回答可）。

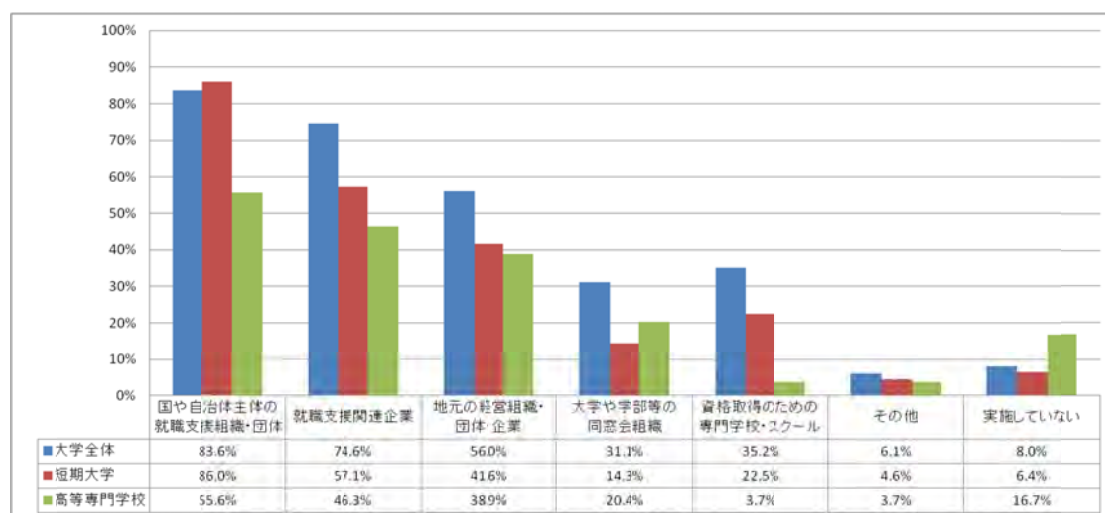
まず実施の有無について目を向けていく。平成 22 年度調査では、実施の有無について尋ねたが、その実施率は「大学全体」61.2%、「短期大学」57.3%、「高等専門学校」50.9%と、学校種による極度に大きな違いはみられず、5~6 割程度の実施状況であった（望月 2011）。

図 12 からは、「実施していない」の回答率が、「高等専門学校」では 16.7%であるが、「大

学全体」では 8.0%、「短期大学」では 6.4%に過ぎず、大学や短期大学では、就職支援に関し、学外の就職支援組織・団体との連携が一般化していることがうかがえる。

その連携先に目を向けると、いずれの学校種でも「国や自治体主体の就職支援組織・団体」が最も多く、「大学全体」83.6%、「短期大学」86.0%、「高等専門学校」55.6%となっている。それに続いて、「就職支援関連企業」「地元の経営組織・団体・企業」がいずれの学校種でも多くなっている。

図 12. 大学等における学外の就職支援組織・団体との連携の実施状況 ※複数回答可



また、設置者による特徴的な傾向も示されている。例えば「短期大学」では、「大学や学部等の同窓会組織」との連携の実施率が低い（「大学」31.1%、「短期大学」14.3%、「高等専門学校」20.4%）。短期大学の卒業生の多くは女性であり、その同窓会組織と「就職支援に関して」連携をすることの難しさがあるのではなかろうか。同様の困難さを女子大学でも抱えている可能性は否めない。

では、設置者による相違はあるのだろうか。「大学」に限定して、その設置者別に同様に示した結果が図 13 である。

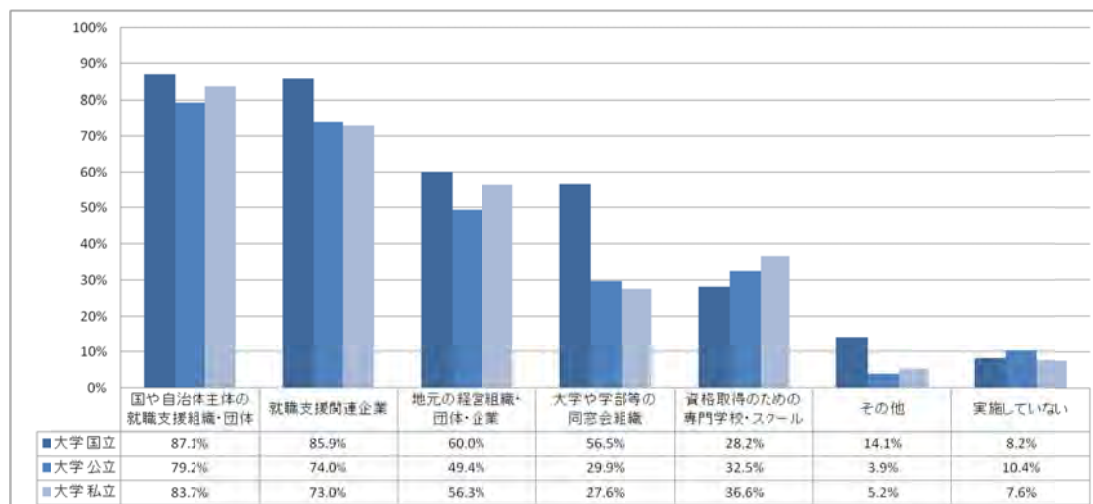
「実施していない」の回答率は、「国立」8.2%、「公立」10.4%、「私立」7.6%に過ぎず、設置者を問わず、就職に関して、多くの大学が学外の就職支援組織・団体との連携を実施していることがわかる。

望月（2011）は、公立大学の実施率が平成 20 年度から平成 22 年度に大きく伸びていることを指摘している。平成 22 年度調査では、その実施率が「国立」65.5%、「公立」54.5%、「私立」61.5%であったことを考えると、図 13 からは、設置者を問わず、大学における学外の就職支援組織・団体との連携の実施が広がっていることがうかがえる。

その連携先に目を向けると、いずれの設置者でも「国や自治体主体の就職支援組織・団体」が最も多いが、「国立」では、それに続く「就職支援関連企業」との差は 1.2 ポイントに過ぎない。

図 13. 大学における学外の就職支援組織・団体との連携の実施状況（設置者別）

※複数回答可



また、設置者による特徴的な傾向も示されている。例えば「国立」では、他に比べて「大学や学部等の同窓会組織」との連携の実施率が目立つ（「国立」56.5%、「公立」29.9%、「私立」27.6%）。国立大学には歴史や伝統をもつ大学も多く、多くの卒業生を輩出していることから、大学や学部等に強固な同窓会組織が存在し、就職支援に関しての連携もしやすいのではなかろうか。

3 おわりに

本稿では、大学等における就職支援・キャリア支援の現状について、平成 25 年度に日本学生支援機構が実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」に基づき、一部の調査項目についてはあるが、過去に実施した同様の調査との比較も取り入れながら、学校種および（大学に関しては）設置者による相違を通して明らかにしてきた。

本稿で取り上げた取り組みの多くは、各大学等においてすでに定着期にあるか、導入期から定着期への移行段階にあることがわかった。それはマクロな視点からいえば、大学等における就職支援・キャリア支援の「量的拡大」から「質的深化」への移行期といえるものであり、こうした時期だからこそなおのこと、個々の大学等における取り組みの検証が求められるだろう。日本学生支援機構が実施したインターンシップ関係の調査（平成 25 年度）では、インターンシップの質の向上のための取組を推し進めている事例を挙げている。例えば福岡県立大学では、学生にルーブリックによる到達目標の達成度を自己評価させるとともに、企業等の受け入れ先の評価も記載した個人シートを作成し、教員による指導の参考にしている。また新潟大学農学部では、社会人基礎力自己診断のほか、PROG ジェネリックスキルによる絶対値測定を学生に依頼し、学生がインターンシップ期間の目標設定、成長の確認を行うとともに、大学では検証材料としている。

また本稿で取り上げた取り組みの中には、公立大学における「量的拡大」が示されたものもあった。望月（2011）は平成 20 年度調査の結果に基づき、公立校、特に公立大学・公立短期大学の取組の明らかな遅れを指摘したが、本稿では、公立大学の「就職指導ガイダンス・セミナー等」や「学外の就職支援組織・団体との連携」の実施率が 9 割にも及び、

国立大学や私立大学と大差ない状況にあることが明らかになっている。今後、公立大学の利点を活かし、地域の学外就職支援機関や団体との連携等をさらに推し進めることにより、インターンシップの実施にもつながることが期待できるだろう。

紙幅の関係で本稿では触れることができなかったが、平成 25 年度調査では、大学等における就職支援・キャリア支援の担当者についても、その立場、専門性、採用・配置などの側面から調査を行った。大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令が公布・施行され、学生の社会的・職業的自立のための教育や支援が行われるよう、学内組織の有機的な連携や適切な体制整備が求められている。望月（2011）も指摘するように、近年の大学等における就職支援・キャリア支援の担当者には、支援内容が質的に変化し、広範化する中で、一定の専門性やマネジメント力も必要とされている。平成 22 年度調査の分析結果は望月（2013）を参照いただきたいが、今後、平成 22 年度調査との比較も含め、本調査結果の分析を進めることにより、就職支援・キャリア支援に関わる学内組織間の連携やその担当者についての現状や課題についても、報告の機会を持ちたいと考えている。

ほかにも、平成 25 年度調査では、卒業生に対するキャリア・就職支援についても調査を行った。近年の厳しい社会情勢や雇用環境の中で、在学中の学生のみならず、卒業した後の就職先未決定者や早期離職者に対する支援も行う大学等が増えていることが予想されるためである。この点に関しても、改めて報告の機会を設けることとしたい。

注

- 1) 「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラムとして、65 件の取り組みが選定された（取組 1「就職相談員の配置促進による就職相談の充実」として、大学 12 件、短期大学 11 件、複数学校 6 件の計 29 件、取組 2「就職力を高めるキャリアガイダンスの推進」として大学 22 件、短期大学 9 件、複数学校 5 件の計 36 件）。
- 2) 国公立の大学、短期大学、高等専門学校 1,211 校に対し、平成 22 年 9 月 1 日現在の状況を調査。回答校数 1,136 校（回収率 93.8%）。
- 3) 国公立の大学、短期大学、高等専門学校 1,192 校に対し、平成 17 年 5 月 1 日現在の状況を調査。回答校数 1,065 校（回収率 89.3%）。
- 4) 国公立の大学、短期大学、高等専門学校 1,217 校に対し、平成 20 年 10 月 1 日現在の状況を調査。回答校数 1,105 校（回収率 90.8%）。
- 5) 平成 22 年度調査で連携先について具体的に尋ねた結果、多くみられた組織・団体をその選択肢として挙げている。

参考文献

- 望月由起（2010）「大学等における就職・キャリア支援の現状と課題」独立行政法人日本学生支援機構『学生支援の現状と課題—学生を支援・活性化する取り組みの充実に向けて』53-66 頁。
- 望月由起（2011）「大学等におけるキャリア教育・就職支援の現状—学校種や設置者による相違に着目して—」独立行政法人日本学生支援機構『学生支援の現代的展開—平成 22 年度学生支援取組状況調査より—』49-62 頁。
- 望月由起（2013）「大学における就職支援担当者の現状：「大学、短期大学、高等専門学校

における学生支援の取組状況に関する調査」を通して」お茶の水女子大学『高等教育と学生支援（お茶の水女子大学教育機構紀要）』第3巻、1-10頁。

文部科学省（2006）「大学における学生支援の取組状況について」（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/015/gijiroku/06060810/002/001.pdf, 2014年5月15日参照）

文部科学省（2014）「大学等におけるインターンシップの推進」（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/sangaku2/1346604.htm, 2014年7月19日参照）

日本学生支援機構（2009）「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査について」（http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/torikumi_chousa.html, 2014年5月15日参照）

日本学生支援機構（2010）『平成21年度「大学教育・学生支援推進事業」就職支援推進プログラム事例集』。

生活支援に関する調査結果の分析

早稲田大学 沖 清豪

1 はじめに

学生支援の大きな課題である一方、支援の実施場面が多様となっているものとして、生活支援が挙げられる。学生の多様化と並行して社会や価値観の変容の中で学生や教育機関が対応すべき課題が増加し、従来であれば個人で対応すべきものと位置付けられてきた問題も学生集団全体に指導・支援が必要な状況になってきたということでもある。

こうした状況を踏まえて、本調査では平成 22 年度調査、平成 25 年度調査のいずれでも生活支援に関する調査を実施している。

平成 25 年度調査の問 14 では、平成 22 年度調査の問 19 と同様に生活支援に関する複数の取組を対象として、それぞれどのような場面で実施しているのかを尋ねている。さらに平成 25 年度調査では、尋ねている取組 14 種類の中で、特に「対応が困難」であると認識されている取組を 3 項目挙げてもらおうという質問を追加している。

さらに問 15 では、近年特に注目されている学生寮の問題を焦点にあてた設問に修正しており、問 16 では生活支援全体に関する課題について自由記述を求めている。

本稿では、問 14 について平成 22 年度調査と 25 年度調査の比較、設置者別の動向をみるとともに、規模別でどのような違いが生じているのかを分析した。問 15 についても同様に規模別での違いを読み取ることとした。なお、問 16 については自由記述内容を整理し、論点別に整理した。

2 生活支援の支援取組とその場面

上述の通り平成 25 年度調査では問 14、平成 22 年度調査では問 19 で生活支援の取組とその実施場面を尋ねている。平成 25 年度調査票の設計にあたり、平成 22 年度調査から継続すべき取組と新たに追加した取組、および支援の場面についても若干修正を加えている。本節では、両調査で共通している質問項目について、以下でこの 3 年間での変化を確認してみたい。

なお、支援取組の項目については、表 1 のとおり平成 25 年度調査で「SNS の利用に関すること」が追加されるとともに、他の一部の項目についても表現に修正が加えられているが、本稿ではほぼ同じものと解釈して比較していることとしたい。

さらに問 14②では取組の方法として例示されているもの以外で「貴学（校）の取組のうち特色があると思われる」ものについて記述するよう求めている。その中でも特徴的なものについて紹介する。

表1 生活支援の指導・啓発の取組設問組み合わせ

平成 25 年度調査の項目	25 年度 項目番 号	22 年度 項目番 号	平成 22 年度調査の項目
薬物乱用防止に関する事	1	1	
飲酒問題に関する事	2	2	
喫煙問題に関する事	3	3	
メンタルヘルスに関する事	4	5	
健康管理に関する事	5	4	健康管理に関する事（メンタルヘルスを除く）
通学上の安全に関する事	6	6	交通安全に関する事
海外渡航の際の安全確認に関する事	7	7	海外渡航の際の身の安全確認に関する事
マナー・モラルに関する事	8	12	マナーに関する事
SNSの利用に関する事	9		
消費者問題に関する事	10	8	
ハラスメント防止に関する事	11	9	セクハラ防止に関する事
カルトに関する事	12	13	
配偶者・恋人からの暴力防止に関する事	13	10	
年金問題に関する事	14	11	年金制度に関する事

(1) 薬物乱用防止に関する取組

平成 22 年度と比較して、平成 25 年度調査で示された支援取組状況では、多くの場面で若干実施率が低下している。ガイダンス（入学時）での取り組みが 81.8%から 72.4%へ、啓発的な講演会等の開催についても 35.8%から 25.8%へと 1 割近く低下している。ただし、対応が困難であるとの回答は 3.8%にとどまっており、高等教育機関全体として、薬物乱用に対する取組みは成熟してきたことをうかがわせる結果となっている。

(2) 飲酒問題に関する事

平成 22 年度と比較して、平成 25 年度調査の結果では、多くの場面で実施率が 5 ポイント前後上昇している。注目されるのが授業での実施状況で、平成 22 年度は 12.4%であったのに対して、平成 25 年度では初年次教育の授業時に 16.2%、その他の授業でも 5.7%となっており、飲酒問題が正規授業内、特に初年次教育として取り上げられる傾向にあることを示している。なお初年次教育での実施率は薬物乱用防止に関する取組(18.1%)に次ぐ高い数字である。

(3) 喫煙問題に関すること

平成 25 年度調査の結果は、平成 22 年度調査とほぼ同じ程度の高い数字になっている。授業で取り扱う割合自体は高くなっているわけではないが、他の場面での取組が継続的に高くなっている点が注目される。

(4) メンタルヘルスに関すること

平成 22 年度と比較して、平成 25 年度調査の結果では、多くの場面で実施率が高くなっている。特に「ホームページに掲載」が 28.2%から 38.6%、「学内広報物による周知」が 60.2%から 68.7%へと高くなっており、「教職員に対する研修」は 26.3%から 32.5%へと後述する「ハラスメント（セクハラ防止）」に関する取組を超え、本設問で取り上げている取組の中でもっとも高い実施率となっている。さらに「特に対応が困難な項目」として挙げている機関は 41.8%と最も高くなっており、生活支援のみならず学生支援全体の中でもメンタルヘルスに関する支援の在り方が模索されていることを示している。

(5) 健康管理に関すること

平成 22 年度と比較して、平成 25 年度調査の結果では、多くの場面で実施率が高くなっている。特に「ホームページに掲載」が 27.9%から 36.7%へと上昇している点が注目される。前述のメンタルヘルスと合わせてみると、それ以外の取組と比較して、健康問題に関する情報周知としてウェブサイトの活用が高等教育機関で広がってきていることを示す結果となっている。

(6) 通学上の安全に関すること

平成 25 年度調査の結果は、平成 22 年度と大きく変化していない。「啓蒙的な講演会等の開催」について 25.9%から 18.9%へと減少がみられるが、その他の指導場面については大きな変化がみられない。なお自由記述欄の内容からみて、この問題が深刻な大学は特定の機関で、マナー・モラルとの関係で言及される傾向が顕著である。

(7) 海外渡航の際の安全確認に関すること

国際化やグローバル化、あるいは海外体験学習の普及に伴い、高等教育の教育課程の一部として海外での経験が求められている中で、「ガイダンス」の 28.0%という実施率が注目される。ただしそれ以外の場面での実施率については 3 年間で大きな変化は見られない。これは体験学習参加者向けの「ガイダンス」で実施していることを示唆する結果である。

(8) マナー・モラルに関すること

平成 22 年度と比較して、平成 25 年度調査の結果では、「学内広報物による周知」が 52.4%から 63.1%へと増加している点が注目される。その他の場面での取組は大きな変化がみら

れない。実施方法については他の取組と比較して必ずしも実施率が高いとはいえないが、「対応が困難」な取組としてはもっとも困難とされているうちの一つの取組となっており、従来からの対応策がなかなか学生に周知されない状況が示唆されている。

(9) SNSの利用に関すること

本取組は平成 22 年度調査では質問項目にいれていなかったものであるが、いわゆる SNS の炎上といった状況が一般化する一方、個人情報の漏洩といった危険に直面している現代学生の生活面で大きな課題となっている点である。

平成 25 年度の調査結果では、「ガイダンス」での実施率は 47.5%であり、この数値は他の項目と比較して必ずしも高いとは言えない。授業での実施こそ初年次教育で 14.5%、その他の授業で 6.2%と特に平成 25 年度における SNS をめぐる問題のインパクトの大きさを示しているが、「特に対応が必要な課題」として挙げている機関が 27.5%と高くなっている点からみると、対応策について現時点では模索が続いていることを示唆している。

(10) 消費者問題に関すること

平成 25 年度調査の結果を確認すると、消費者問題の啓蒙は「(入学時における)ガイダンス」による実施率が低下している点が注目される。平成 22 年度は入学時に限定したガイダンスの実施率が 61.1%であったのに対して、時期を限定していない平成 25 年度調査ではガイダンスの実施率が 51.8%に低下している。指導内容・方法の明確化とともに、他の項目の重要性が高まる中で、消費者問題の位置づけがやや低下している可能性が危惧される。

(11) ハラスメント防止に関すること

本課題については平成 22 年度調査では「セクハラ防止に関すること」として尋ねており、平成 25 年度ではアカハラなども含めてハラスメント全般を対象とした質問項目としているが、実施率自体は若干増加している程度にとどまっている。ただし「教職員に対する研修」のみ 27.2%から 32.3%へと 5 ポイント以上高くなっているだけでなく、教職員向け研修としても「メンタルヘルスに関すること」と合わせて高い数字を示している点が注目される。

(12) カルトに関すること

平成 25 年度調査の結果は、平成 22 年度と大きく変化していない。「学内広報物による周知」については 43.7%から 50.7%と増加しているものの、他の場面での実施は大きな変化がみられない。ただし「特に対応が困難な項目」として取り上げた機関が 16.1%に達しており、一部の高等教育機関においては依然としてカルトの影響をどのように排除していくのが支援の課題となっていることがうかがえる。

(13) 配偶者・恋人からの暴力防止に関すること

社会問題として近年DV（ドメスティック・バイオレンス）が増加している点を踏まえた取組であるが、平成25年度調査の結果は、平成22年度と大きく変化していない。「学内広報物による周知」については36.5%から42.6%と増加しているものの、他の場面での実施は大きな変化がみられない。なお、他の取組みでは「ガイダンス」の実施が7割前後に達しているのに対して、本項目では20.7%にとどまっており、本支援の位置づけは他の支援とはやや異なることが示唆されている。

(14) 年金問題に関すること

平成25年度調査の結果は、平成22年度と大きく変化していない。「配偶者・恋人からの暴力防止に関すること」と同様、「ガイダンス」の実施が本項目では18.1%にとどまっており、本支援の位置づけは他の支援とはやや異なることが示唆されている。

(15) 特色があると思われる取組

取組項目に挙げている以外の方法として回答機関が自由記述を行っている場合がある。その多くは実際には学内広報物や啓発的な講演に含まれるものであったが、それ以外に以下のような事例が紹介されている。

最初の類型として、学生団体との綿密な意見交換の場を設定している事例が挙げられる。たとえば、薬物乱用防止に関しては、「年に2回（特に長期休暇直前後）に大学届出団体代表者と副学長及び学生支援課関係者でミーティングを開催し、この関係の諸注意と意見交換を行っている。」（国立大学）といった事例が、マナー・モラルに関する問題については「サークルリーダー研修の際に注意喚起を行っている。」（国立大学）といった形で、学生の代表を通じての周知を期待した取組がみられる。飲酒問題に対する取組として、「学生が中心となって喫煙マナー向上のキャンペーンを行っている。」（私立大学）といった事例も含めてよいかもしれない。

第二の類型として、従来には見られなかった介入や調査といった取組がみられる。特に飲酒問題については、「大学祭でアルコールパッチを配布」（国立大学）、「新入生ガイダンスにおいて、「アルコールパッチテスト」を実施。」（国立大学）といったテストの実施から、一部機関では「飲酒を伴う行事の際の届け出制による年齢確認。」（国立大学）といった取組まで見られる。ハラスメント防止についても、「全学生・全教員に対するハラスメントアンケート調査の実施」（公立大学）といった形での具体的検証とそれに基づいた改善を期待した取組が目される。

全体的に、学生団体やリーダーの活用といった形で、学生間での周知・課題の意識化といった取組が多く見られている点で、ピア・サポートを意識した取組になっていると考えられる。

(16) 特に対応が困難な項目

平成 25 年度調査では、上記項目について、さらに「特に対応が困難な項目」を上位 3 つまで選択してもらうという設問を設定している。実際に回答した機関は 785 機関で、その中でそれぞれの項目についてどのような回答傾向であったのかを示したのが表 2 である。

表 2 生活支援で特に対応が困難な項目（上位 3 位までの回答を順位ごとに個別集計）

	1 位	2 位	3 位
メンタルヘルスに関すること	239	125	106
マナー・モラルに関すること	159	163	117
SNS の利用に関すること	108	113	100
喫煙問題に関すること	88	85	67
カルトに関すること	46	34	60
通学上の安全に関すること	29	43	64
飲酒問題に関すること	22	30	42
配偶者・恋人からの暴力防止に関すること	20	28	38
年金問題に関すること	20	14	16
ハラスメント防止に関すること	17	51	36
海外渡航の際の安全確認に関すること	15	15	19
健康管理に関すること	7	28	46
薬物乱用防止に関すること	5	16	16
消費者問題に関すること	3	11	28

特に対応が困難な項目として 1 位に選ばれ、かつ上位 3 位までにより多くの機関が選択した項目として、「メンタルヘルスに関すること」と「マナー・モラルに関すること」が突出しており、さらに「SNS の利用に関すること」と「喫煙問題に関すること」が多くなっていることが示されている。

「メンタルヘルスに関すること」は特に対応が困難な項目として 1 位に選択した機関が 30.4%、上位 3 位までに選択した機関が合計 59.9%と 6 割近くの機関にとって喫緊かつ困難な課題となっていることが改めて示されている。また、「マナー・モラルに関すること」については、1 位に選択した機関こそ 20.3%にとどまるものの、3 位までに選択した機関は合計 55.9%とメンタルヘルスに匹敵しており、種々のマナー・モラル問題が学生支援や生活支援にとって無視できない課題となっている機関が過半数に達していることを示している。

また「SNS の利用に関すること」については、1 位に選択した機関が 13.8%、3 位までに選択した機関が合計で 40.9%、「喫煙問題に関すること」については、1 位に選択した機関が 11.2%、3 位までに選択した機関が合計で 30.6%と、やはり相当数に達している。

一方でそれ以下の項目は1位に選択した機関が6%以下、3位までに選択した機関の合計でも18%に達しておらず、上位4つの項目以外は機関ごとの固有の問題となっていることが示唆されている。ただし「ハラスメント防止に関すること」と「健康管理に関すること」はいずれも特に対応が困難な項目として1位に選択している機関こそ2.2%と0.9%と少数であるものの、3位までに選択した機関の合計は10%を超えており（ハラスメント防止13.2%、健康管理10.3%）現時点で無視できない課題となっていることがうかがえる。

3 学生生活に関する施設の設置状況

(1) 調査の設計と意図

平成25年度調査では、学生生活に関する施設の設置状況について平成22年度実施調査の質問項目（問20）を参考にしつつ、すでに多くの施設が設置されている現状を踏まえて、項目を精選した。そのうえで、平成23年度から25年度末までの間、すなわち平成22年度調査から今回の調査までの間に新設置ないし増設した施設についても回答を求めた。

さらにここ3年間の動向の中でも、寄宿舎に対する社会的関心が高まっていることを踏まえて、寄宿舎を設置（増設・新設）していると回答した機関に、さらにその理由を複数選択によって尋ねている。

(2) 施設全体の設置状況比較

平成22年度調査と比較可能な項目について、大学の調査結果を一覧にまとめたのが表3である。

表3 施設の設置状況（単位%）

	平成22 大学全体	平成25 大学全体	増加	新設置・ 増設	新設置・ 増設の割 合
保護管理施設	88.3	89.0	0.7	3.2	3.6
課外活動施設	88.4	86.7	-1.7	5.1	5.9
寄宿舎	51.2	53.7	2.5	11.9	22.2
食堂・喫茶	94.5	93.6	-0.9	7.4	7.9
学生プラザ・ フリースペース	78.5	81.9	3.5	8.3	10.2
託児所	3.9	6.2	2.3	1.4	21.7
学生団体のための部屋	80.1	80.5	0.4	4.1	5.0

表中、増加欄は平成22年度から平成25年度にかけての設置率の上昇率を示している。学生プラザ・フリースペースの増加がもっとも大きいものの3.5%にとどまっている一方で、

課外活動施設は1.7%のマイナスを示しており、設置機関の割合が減少していることが示されている。ただし増減はいずれも3.5ポイントの間に収まっており、それほど急激な増加・減少を示しているわけではない。

また、それぞれの施設を平成22年度から25年度までの3年間で新設置ないし増設したと回答した機関は寄宿舍が最も多く11.9%に達している。ただし託児所のように新設置・増設した機関の割合こそ1.4%と低いものの、もともと設置機関数が少ないために、新設置・増設した機関の割合は実際には、設置されていると回答した機関のうちの21.7%に達しているものもある。ちなみに寄宿舍も22.2%と高い数値となっており、「託児所」と「寄宿舍」とが、新たな学生支援の対象施設として注目されつつあることがうかがえる。

(3) 寄宿舍の設置（増設・新設）理由

寄宿舍の設置（増設・新設）理由を尋ねた結果が表4である。

表4 類型別寄宿舍増設・新設の理由（回答機関数）

	国立 大学	公立 大学	私立 大学	私立 短大	国立 高専	合計
学生の経済的問題への配慮	17	2	36	9	5	69
快適な生活環境の確保	16	3	32	8	6	65
地方学生の確保	8	1	36	8	5	58
大学への帰属意識の醸成	2	0	13	3	0	18
共同生活を通じた規律意識の醸成	7	4	25	7	4	47
コミュニケーション能力の向上	6	2	17	6	3	34
問題解決能力の修得	5	2	12	3	2	24
留学生との共同生活	11	3	21	3	4	42

どの類型においても、増設・新設の理由としては、「学生の経済的問題への配慮」という面が重視されている。一方私立大学においては「地方学生の確保」という面が経済問題と同様に重視されている傾向も読み取ることができる。

教育機能については、「快適な生活環境の確保」については国立大学と私立大学ともに重視しているのに対して、「共同生活を通じた規律意識の醸成」という面への注目は特に私立大学で高くなっている。

4 規模別にみた取組数の違い

さて四年制大学に絞って検討した場合、様々な類型を踏まえた比較が可能である。本稿では、生活支援の取組の多様性に規模がどのように影響を及ぼしているのかについて、注目した。

具体的には、回答のあった機関の学生数に着目し、ほぼ同規模の4グループに分け、それぞれ、小規模（400名以下）、中小規模（401名以上900名以下）、中大規模（901名以上2400名以下）、大規模（2401名以上）と名付けて実施している取組数とクロス集計を行った。

結果は以下の通りである。表5から表16までのすべての取組で、小規模機関は取組数が限定的なものとなっており、特に取組がなされていないという回答が他のグループよりも多くなっている。一方、大規模機関は多くの課題において、過半数が3種類以上の取組を実施している（いずれも0.1%水準で有意、カイ二乗検定）。

ただし「配偶者・恋人からの暴力防止に関すること」（表17）と「年金問題に関すること」（表18）については規模による取組数の違いがほとんど見受けられない。両者とも取組がなされていないという回答がどのグループでもほぼ4割以上となっており、全体として取組が立ち遅れている課題となっていることが伺われる。

表5 薬物乱用防止に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組0	11	2	8	3
取組1か2	59	95	147	123
取組3以上	17	37	80	157
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組0	12.6%	1.5%	3.4%	1.1%
取組1か2	67.8%	70.9%	62.6%	43.5%
取組3以上	19.5%	27.6%	34.0%	55.5%

表6 飲酒問題に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組0	20	9	12	5
取組1か2	58	103	165	124
取組3以上	9	22	58	154
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組0	23.0%	6.7%	5.1%	1.8%
取組1か2	66.7%	76.9%	70.2%	43.8%
取組3以上	10.3%	16.4%	24.7%	54.4%

表7 喫煙問題に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	21	8	16	13
取組1か2	55	99	154	124
取組3以上	11	27	65	146
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	24.1%	6.0%	6.8%	4.6%
取組1か2	63.2%	73.9%	65.5%	43.8%
取組3以上	12.6%	20.1%	27.7%	51.6%

表8 メンタルヘルスに関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	13	7	13	7
取組1か2	58	89	120	91
取組3以上	16	38	102	185
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	14.9%	5.2%	5.5%	2.5%
取組1か2	66.7%	66.4%	51.1%	32.2%
取組3以上	18.4%	28.4%	43.4%	65.4%

表9 健康管理に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	14	9	9	7
取組1か2	66	94	154	116
取組3以上	7	31	72	160
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	16.1%	6.7%	3.8%	2.5%
取組1か2	75.9%	70.1%	65.5%	41.0%
取組3以上	8.0%	23.1%	30.6%	56.5%

表 10 通学上の安全に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	18	17	35	29
取組1か2	60	95	148	136
取組3以上	9	22	52	118
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	20.7%	12.7%	14.9%	10.2%
取組1か2	69.0%	70.9%	63.0%	48.1%
取組3以上	10.3%	16.4%	22.1%	41.7%

表 11 海外渡航の際の安全確認に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	60	58	120	80
取組1か2	26	70	105	153
取組3以上	1	6	10	50
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	69.0%	43.3%	51.1%	28.3%
取組1か2	29.9%	52.2%	44.7%	54.1%
取組3以上	1.1%	4.5%	4.3%	17.7%

表 12 マナー・モラルに関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	19	15	21	15
取組1か2	61	97	171	142
取組3以上	7	22	43	126
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組O	21.8%	11.2%	8.9%	5.3%
取組1か2	70.1%	72.4%	72.8%	50.2%
取組3以上	8.0%	16.4%	18.3%	44.5%

表 13 SNSの利用に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	44	43	78	47
取組1か2	35	79	136	152
取組3以上	8	12	21	84
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	50.6%	32.1%	33.2%	16.6%
取組1か2	40.2%	59.0%	57.9%	53.7%
取組3以上	9.2%	9.0%	8.9%	29.7%

表 14 消費者問題に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	28	24	42	23
取組1か2	55	100	170	171
取組3以上	4	10	23	89
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	32.2%	17.9%	17.9%	8.1%
取組1か2	63.2%	74.6%	72.3%	60.4%
取組3以上	4.6%	7.5%	9.8%	31.4%

表 15 ハラスメント防止に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	8	3	14	11
取組1か2	59	96	147	100
取組3以上	20	35	74	172
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	9.2%	2.2%	6.0%	3.9%
取組1か2	67.8%	71.6%	62.6%	35.3%
取組3以上	23.0%	26.1%	31.5%	60.8%

表 16 カルトに関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	46	59	75	35
取組1か2	38	68	148	160
取組3以上	3	7	12	88
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	52.9%	44.0%	31.9%	12.4%
取組1か2	43.7%	50.7%	63.0%	56.5%
取組3以上	3.4%	5.2%	5.1%	31.1%

表 17 配偶者・恋人からの暴力防止に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	43	51	84	102
取組1か2	42	79	142	161
取組3以上	2	4	9	20
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	49.4%	38.1%	35.7%	36.0%
取組1か2	48.3%	59.0%	60.4%	56.9%
取組3以上	2.3%	3.0%	3.8%	7.1%

表 18 年金問題に関すること（四年制大学規模別）

実数	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	40	55	103	138
取組1か2	45	72	124	132
取組3以上	2	7	8	13
合計	87	134	235	283
%	小規模	中小規模	中大規模	大規模
取組〇	46.0%	41.0%	43.8%	48.8%
取組1か2	51.7%	53.7%	52.8%	46.6%
取組3以上	2.3%	5.2%	3.4%	4.6%

5 自由記述からみた生活支援の課題

(1) 機関別・設置者別の類型化

表 19 は機関別・設置者別の自由記述内容を整理したものである。キーワードは 19 個抽出された。いずれの機関類型でも課題として特に重要である認識されていると判断される課題、いずれの機関類型でも課題として認識されていると判断される課題、および特定の機関類型で特に重要な課題として認識されていると判断しうる課題に整理したものが表 19 となっている。本稿では 19 個のうち特に特色の見られた回答傾向を有する 8 項目について実際の記述を確認していくこととしたい。

表 19 生活支援の課題（機関別、設置者別自由記述）（数値は回答件数中の割合％）

	大学 国立	大学 公立	大学 私立	短大 公立	短大 私立	高専 国立	高専 公立	高専 私立
DV, ハラスメント			1.9%					
SNS	4.8%	18.2%	18.8%	20.0%	9.4%	22.2%		100.0%
交通安全指導	16.7%	9.1%	17.5%		15.6%	11.1%		
飲酒	11.9%	9.1%	0.6%					
課外活動全般	4.8%		0.6%					
地域との関係	7.1%		4.4%					
学生組織との関係	2.4%		0.6%					
学生の理解度	11.9%	4.5%	7.5%	20.0%	7.8%			
学費延滞・経済支援		4.5%	0.6%		1.6%			
カルト対応	4.8%		1.9%					
危機管理	7.1%	4.5%	7.5%	20.0%	6.3%			
教職員の無理解・支援	2.4%		1.9%		4.7%	11.1%		
禁煙指導	2.4%		6.9%		7.8%			
施設・設備改善	21.4%	36.4%	20.0%	20.0%	15.6%	33.3%		
指導方法の課題	16.7%	9.1%	11.9%		7.8%			
心理相談・メンタルヘルス	2.4%	9.1%	2.5%		3.1%			
施設改善の費用負担	4.8%		1.9%		4.7%	11.1%		
マナー問題	7.1%	4.5%	5.6%		12.5%			
留学生対応	7.1%	9.1%	2.5%		1.6%			

(2) SNS

回答のほとんどで、学生の被害者としても加害者としても認識が甘く、それに対する指導方法の模索が続いていることが指摘されている。

「一般的なマナー・モラル、法令を守らない学生に対し、どのように指導・啓発してい

くかが問題である。また、最近は、SNS等に不適切な書き込みをする学生もおり、対応に苦慮している。」(公立大学、大規模)、「SNSでの情報モラルをどのように指導するか、どのようなガイドラインを作成するかが課題である。」(私立大学、小規模)、「SNSや自殺サイトなどのように、目にみえないところで足を踏み入れ、事件等に巻き込まれるようなケースについては、インターネット利用に関しての注意喚起を行っているが、事前に把握し、対応することは実質困難であり、その対策が課題となっている。」(私立大学、大規模)、「SNSの利用方法やモラル・マナーについて、なかなか事案が減少していない。学生の事案に対する認識も、希薄である。」(私立大学、大規模)、「SNSの使用に関する学生への指導的・啓発的な働きかけ方について検討がまだ十分できていない。」(私立短大)、「最近はSNSへの不適切な投稿を行う若者が多く、学生に適切なSNS利用を心懸けるよう指導しているが、学生にそれらを理解させるのは難しい。」(高専)といった回答が代表的であり、設置者、規模を超えて共通の課題となっている。

(3) 交通安全指導

回答には大きく3つの類型がみられる。第一に、自転車通学をめぐる課題である。たとえば「通学中の自転車事故が加害・被害とも多く、学生に対して指導・啓発の取り組みをしても、安全な自転車運転の周知徹底できない状況にあり、効果的な事故防止策、学生への指導方法を模索している。」(私立大学、大規模)、「自転車通学学生と一般の方の乗用車との接触・衝突事故が毎年10件程度発生しているため、警察の協力を得ながら、交通安全指導を年数回開催し、事故防止を呼び掛けているが、事故が減少しない。」(私立短大)といった回答が代表的である。第二に、自動車通学をめぐる課題が回答に示されている。それは「自動車通学者への交通安全、事故防止指導。」(私立短大)といった安全指導だけでなく、「自家用車通学をする学生は、駐車場使用願を申請しないと大学の駐車場を使用できないのだが、未申請の学生が多い。事故を起こす学生に限って未登録の場合が多い。」(私立大学、中小規模)、「本学は自動車通学は禁止しているが、守っていない学生がおり、近隣に駐車するため苦情が寄せられる。」(私立大学、中大規模)といった学校の規則違反や、「学生数・教職員数に対して駐車スペースがまかないきれず、学内駐車場や大学周辺の公共施設駐車場への迷惑駐車が多くみられる。」(私立大学、中大規模)といったスペースの問題として表れている。

(4) 学生の理解度

「学生の行事等ことある毎に文書・掲示等で注意喚起を促しているが、学生がどこまで認識しているのか不安である。」(国立大学、大規模)、「薬物乱用、飲酒事故防止について機会があるごとに学生に対して周知を行っているが、他人事としかとらえていない。自らの身にも起きうるということの実感が非常に薄く、彼ら自身の問題として真剣に捉えてもらえない。」(国立大学、大規模)、「学生の社会ルール違反(法律違反を含む)等により、大

学近隣住民に迷惑をおかけすることが増えているが、効果的な学生の意識改革（モラル向上）の改善策がなく、苦慮している。」（国立大学、大規模）、「生活支援として、自分には関係ないという意識が強いため、学生の意識改革が必要。講習会を開催しても人が集まらないなどが課題となっている。」（公立大学、中小規模）、「学生生活について再三注意（交通マナー、ゴミの分別、アパート居住マナー、盗難など）しても守らない。」（私立大学、中大規模）、「ガイダンスや掲示、ポータルページ等あらゆる方法で注意喚起を行っても、学生自身に危機意識がなく、自分とは関係ないことと思っており、事件・事故に巻き込まれるケースが多い。」（私立大学、大規模）といった回答が代表的である。いずれも学生自身の意識の低さ、とりわけモラルや身の回りの諸事を他人事として捉える風潮、およびそれによる指導の不徹底さについて危惧する回答となっている。

ただし、一部ではあるが、「事件を未然に防ぐ心理教育、大学コミュニティ全体のモラルの向上などの視点での教育的関わりが少ないように思われる。」（私立大学、大規模）といった教育という面からの再検討の必要性を指摘している記述も見られた。

(5) 危機管理

「増加する学生の不祥事防止対策。」（国立大学、大規模）、「一部のモラルの低い学生によって引き起こされる事件・事故をいかに防いでいくか。」（私立大学、中大規模）、「学生のリスクに対する対策マニュアルがない。」（私立大学、大規模）、「危機管理の対応について指導・啓発を徹底するための方策」（私立大学、中小規模）、「学生の防犯意識の低さ」（公立短大）、「『事件・事故防止等に関する指導・啓発』が何かが起きた後で無いと動くことができない。」（私立短大）といった回答が代表的である。学生が被害者にも加害者にもなりうるという状況でどのようにリスクを管理し、また指導していくかについて模索している機関が少なくないようである。

(6) 施設・設備改善

「学生宿舎の老朽化に伴う修繕費等の費用の捻出に苦慮している。」（国立大学、中大規模）、「課外活動施設の老朽化」（国立大学、中大規模）、「老朽化しているクラブ施設の建替え・改修が、予算面で実現できない問題。」（私立大学、大規模）、「課外活動関連の施設設備の老朽化」（私立大学、中大規模）、「学生寮の老朽化。」（私立短大、小規模）、「老朽化した施設・設備の点検に関すること。」（高専）といった回答が代表的であり、老朽化ないし学生の多様化に伴う施設の不足が指摘されている。

(7) 指導方法の課題

この問題については回答数が多く、機関の類型によって若干の回答傾向の違いがみられる。

国立大学の場合、「どのような指導・対策が学生の事件・事故の減少に効果があるのかわ

からない。」(国立大学、大規模)、「公共の場所でのマナーや SNS での発言など、個人的な思想、活動に関する問題への指導は、本来大学が行うものではないため困難である。」(国立大学、大規模)といった回答が代表的で、そもそも生活支援は大学で行うべきものであるのかどうかについての疑問が根底にあり、問題が生じた場合に対応策がはっきりしないという課題を抱えている。

一方、私立大学の場合には、例えば「指導のための時間をとることが難しい。出席状況が良くない。」(私立大学、中大規模)、「事件・事故防止等に関する啓発目的の講演会等を開きたいが、授業やイベントでその時間が取れない。また取れたとしても参加する学生が少ない。」(私立大学、大規模)、「実施しているガイダンス・セミナーが、学生の防犯意識・事故防止への意識向上に必ずしもつながっていない。」(私立短大、中小規模)、「学生に伝えたいことが多すぎて、掲示では的確に伝わらない。また授業以外で多くの学生が集まれる時間の確保が困難である。」(私立短大、中小規模)といった生活支援の実施そのものは当然であったとしても、質保証の文脈で学習時間の確保が求められる中でカリキュラム以外の活動に充当しうる時間的余裕がない点について課題として挙げている機関が多数みられる。

(8) マナー問題

「生活マナーの欠落による、一部学生のトラブル、苦情が多発している。」(国立大学、大規模)や「入学時点における社会常識レベルのマナー、モラルの低下。また、それらに起因する事件、事故や苦情対応に大学側の労力や経費がかさむため、本来の生活支援がおろそかになってしまう可能性がある。また、どの大学であっても、そういった指導や教育を十分に行える機関ではないため、日本社会全体のマナーやモラルの低下が急速に進行していると思われる点。」(私立大学、大規模)といった回答が代表的である。また SNS、喫煙や交通安全との関連でマナーについて言及している機関が特に私立大学や私立短大で散見された。

(9) 留学生対応

「留学生の増加に伴い文化習慣の違いから様々なトラブルが発生しており、留学生への指導体制の見直しが急務であると考え。」(国立大学、大規模)、「留学生の指導(国民健康保険、国民年金の加入、運転する場合の免許の取得・自賠責・任意保険の加入など、日本人学生にはない問題が多い。)、学生の SNS 利用に関するトラブルについての指導・啓発が、行き渡っていない。」(公立大学、中大規模)、「留学生の宿舎やアパートに関して、大学からの遠さ、門限、生活習慣の違いなどに対する不満などの問題。」(私立大学、大規模)。「留学生の出身国と日本との慣習・文化の違いへの理解度の向上」(私立短大)といった回答が代表的である。文化の違いによるトラブルとそれを含めた指導体制の課題が機関の類型を超えて広く出されている点を読み取ることができる。

6 むすび

以上、平成 25 年度調査における生活支援の回答傾向を概観した。こうした回答結果を全体的に整理すると、二つの特徴を読み取ることができそうである。

第一に、いずれの機関も多様な取組を実施し、諸課題に対応しようと試みているが、学生自身の意識の低さといった諸課題が残されているという点である。一方で大学として学生の生活面全体についての指導を行うべきか否かについても疑問を感じている機関が存在しており、研究・学習面以外の学生生活を支える諸課題に対して、誰がどの程度関与していくのかは依然として少なくない高等教育機関において課題となっているようである。

第二に、取組の種類は大学の規模によって大きく制約を受けているという点である。特に小規模な機関（四年制大学）の場合、対象とする学生が少ないこともあり、特段の取組がなされていないことが少なくないようである。小規模な機関の場合日常的に個別指導が可能であるという特性も無視できないが、正規カリキュラムやガイダンスを通じての教育的指導や掲示物などによる情報の適切な伝達もまた、生活支援のみならず充実した学習につながっていくための意識涵養には無視できないのではないだろうか。

本稿では規模と個別取組に着目して分析を行ったが、今後さらに生活支援の実施状況の成果をどのように測定していくのかについても検討の課題とすることが期待される。

以上

課外活動、学生表彰、ピア・サポート、ボランティア活動

—正課外における学生活動をどのように支援するか—

大阪大学 小貫 有紀子

1 はじめに

18歳人口の減少や国際化の進展、経済的不況の影響等を受け、学生の質の多様化が問題視されるようになって久しい。このような学生の多様化に対応するために、高等教育機関には組織的に学生支援を充実させていくことが求められるようになってきている。一方で予算確保や人員配置等の学内資源が減少している中、いかに効率的に学生を支援するかが、至上命題にもなっている。

本稿が扱う「課外活動」「学生表彰」「ピア・サポート」「ボランティア活動」とは、授業外における学生の多様な活動の中でも、正課外における学生の積極的な活動として、一般的に「学生活動 (student activities)」と呼称され、わが国のみならず、米国を初めとした諸外国においても、教育活動の一環として機関が推奨、促進すべき支援として位置付けられている。中でも米国においては、学生の学習成果のアセスメントが課題となった2000年代以降、学生支援の多様な領域の中でも、学生活動に焦点を当て、活動を通じた学生の成長や発達を評価する取り組みが始まっている。

高等教育機関にとって、学生活動は学生の能力形成のうえで重要な役割を担っていることが徐々に明らかになってきている今、わが国の高等教育の発展のために、学生活動を機関として組織的に支援し、充実させていくことが必要であることは間違いない。

そこで、本稿では、全国高等教育機関への調査結果をもとに、学生活動の支援における学校種や設置形態別の特徴を明らかにする。また、本稿の最後には、各機関の回答のうち、自由記述にて回答のあった学生活動への支援の課題についてまとめた。ここでは、①学生への関わり、②高等教育機関における組織、制度面、③活動への学生の参画、の3つの視点から明らかにしていく。最後に学生活動支援の今後の展開について検討することで、学生活動のさらなる充実に貢献していくこととしたい。

なお、2節以降の図表中に割合を示している場合は、少数点以下2桁目を四捨五入して表示した。

2 課外活動支援

初めに、学生活動の中でも最も支援が進んでいると考えられる課外活動に焦点を当てる。表1および表2は、機関として公認している課外活動団体(クラブ、サークル、同好会等。以下、「公認サークル」と呼称)への学生の加入率の結果である。前回調査(平成22年度)までは、各機関へ加入率そのものを回答してもらっていたが、大学によって加入率の定義や算出方法が異なっていることが懸念されたため、今回調査では、それぞれの団体数、および加入人数を実数で回答してもらった。そこで表1では、前年度調査までの集計方法に合わせ、機関ごとに加入率を算出したものの平均値を取ったものを「加入率①」とした。

なお、本稿ではこれより先、機関種のうち短期大学を「短大」、高等専門学校を「高専」と呼称する。

表 1-1 学校種別による公認サークル加入率①*

	文化系			体育系		
	N (機関数)	団体数の平均 (団体)	加入率①	N(機関数)	団体数の平均 (団体)	加入率①
大学	630	31.3	26.9%	632	31.0	29.1%
短大	258	13.8	24.6%	257	11.6	20.4%
高専	48	16.5	33.0%	49	20.0	48.1%
合計	936	25.7	26.6%	938	25.1	27.7%

*加入率①：「(機関別) 文化系・体育系の加入数 / (機関別) 学生数」の平均値

注) 合計 N (本項目の対象機関数) = 全 1122 機関から、無効回答 (文化系 186 件、体育系 184 件) をそれぞれ除いた数。

表 1-2 設置形態別による公認サークル加入率①*

	文化系			体育系		
	N (機関数)	団体数の平均 (団体)	加入率①	N(機関数)	団体数の平均 (団体)	加入率①
国立	122	37.9	28.7%	124	43.1	36.5%
公立	76	23.4	44.9%	77	21.9	43.5%
私立	738	23.9	24.4%	737	22.4	24.6%
合計	936	25.7	26.6%	938	25.1	27.7%

*加入率①：「(機関別) 文化系・体育系の加入数 / (機関別) 学生数」の平均値

注) 合計 N (本項目の機関数) = 全 1122 機関から、無効回答 (文化系 186 件、体育系 184 件) をそれぞれ除いた数。

一方、総学生数における公認サークル等で活動している学生の割合を見るために、新たに表 2 として、「公認サークル加入者数の総和 / 学生数の総和」を算出し、「加入率②」とした。なお、表 2 においては、文化系・体育系どちらか一方のみに回答があったケースは、回答の無かった方を加入者数「0」としてカウントし、どちらにも回答の無かったケースを「無回答」として取り扱った。表 1、表 2 のいずれにしても、公認サークルへ加入している学生数は、兼任している学生の数が含まれていることも大いに予想できるため、留意が必要である。

表 2 の通り、高等教育機関の公認サークルに加入している割合は 40.2%であり、学校種別では高専 (76.7%) > 大学 (40.1%) > 短大 (33.4%)、一方で設置形態別では公立 (59.4%) > 国立 (44.9%) > 私立 (37.7%) となっている。先に述べたとおり、本調査では兼任学生

の数が明らかになっていないことに加え、「大学」や「短大」では公認されていない団体も多く存在すると考えられることから、表 1 と表 2 が学生の課外活動への参画を正確に示すことができているとは言い難い。しかしながら、比較的高い割合を示している「高専」や「公立」においては、高等教育機関が組織的に認知している団体へ学生が参画し、活発に活動している様子は窺える。

表 2-1 学校種別による公認サークル加入率②*

	公認サークル加入者数 (加入率)	うち文化系の 占める割合	うち体育系の 占める割合
大学	1,121,605(40.1%)	51.3%	48.7%
短大	76,353(33.4%)	54.0%	46.0%
高専	38,869(76.7%)	40.6%	59.4%
合計	1,236,827(40.2%)	51.1%	48.9%

*加入率②：公認サークル加入者数の総和／学生数の総和

注) N=1071 (大学 710、短大 310、高専 51) は、全対象機関のうち無効回答 51 ケースを除いた数

表 2-2 設置形態別による公認サークル加入率②*

	公認サークル加入者数 (加入率)	うち文化系の 占める割合	うち体育系の 占める割合
国立	277,911(44.9%)	47.3%	52.7%
公立	85,397(59.4%)	49.8%	50.2%
私立	873,519(37.7%)	52.5%	47.5%
合計	1,236,827(40.2%)	51.1%	48.9%

*加入率②：公認サークル加入者数の総和／学生数の総和

注) N=1071 (国立 130、公立 90、私立 851) は、全対象機関のうち無効回答 51 ケースを除いた数

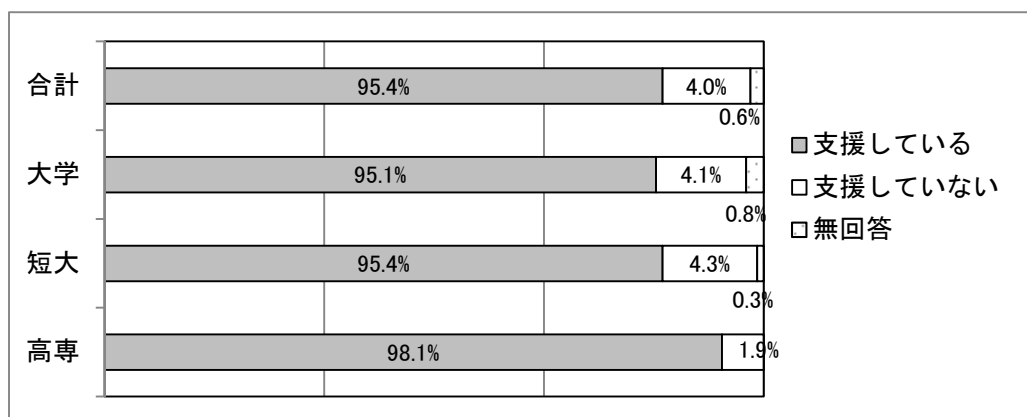
また、表 1、表 2 に共通して、公認サークルにおける「文化系」と「体育系」の加入割合を比較してみると、他の学校種に比べて、「高専」の「体育系」の占める割合が比較的高いものの、「文化系」「体育系」における加入割合の差はそれほど大きくなかった。

いずれにしても、高等教育機関全体で見れば、全学生数の 40.2%に相当する 1,236,827 人を有する公認サークルの活動は、高等教育における教育活動の一つの機能を担っていると云わざるを得ないであろう。

そこで次に、高等教育機関の公認サークルに対する何らかの組織的な働きかけがどのように行われているのか、支援状況を明らかにしたい。高等教育機関全体での公認サークルに対する支援を「実施している」と回答した割合は 95.4%であり、学校種別の内訳は、大学 95.1% (N=739)、短大 95.4% (N=329)、高専 98.1% (N=54) であり (図 1-1)、設置形態別では国立 98.5% (N=133)、公立 93.8% (N=97)、私立 95.1% (N=892) となった (図 1-2)。どの

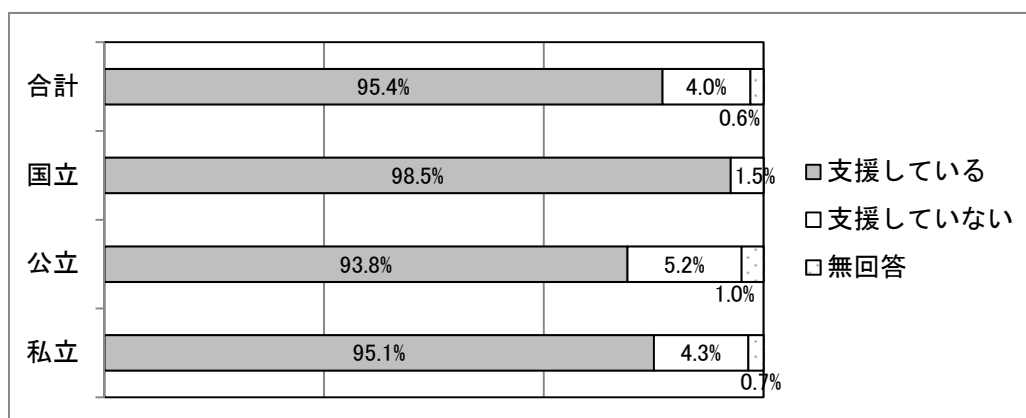
学校種、設置形態であっても、ほとんどの機関において公認サークルへの支援が実施されている。このことから、高等教育機関において、学生の課外活動が支援に値する重要な要素として認識されていると考えられる。

図 1-1 公認サークルへの支援状況(学校種別)



注)N=合計 1,122 (大学 739、短大 329、高専 54)

図 1-2 公認サークルへの支援状況(設置形態別)

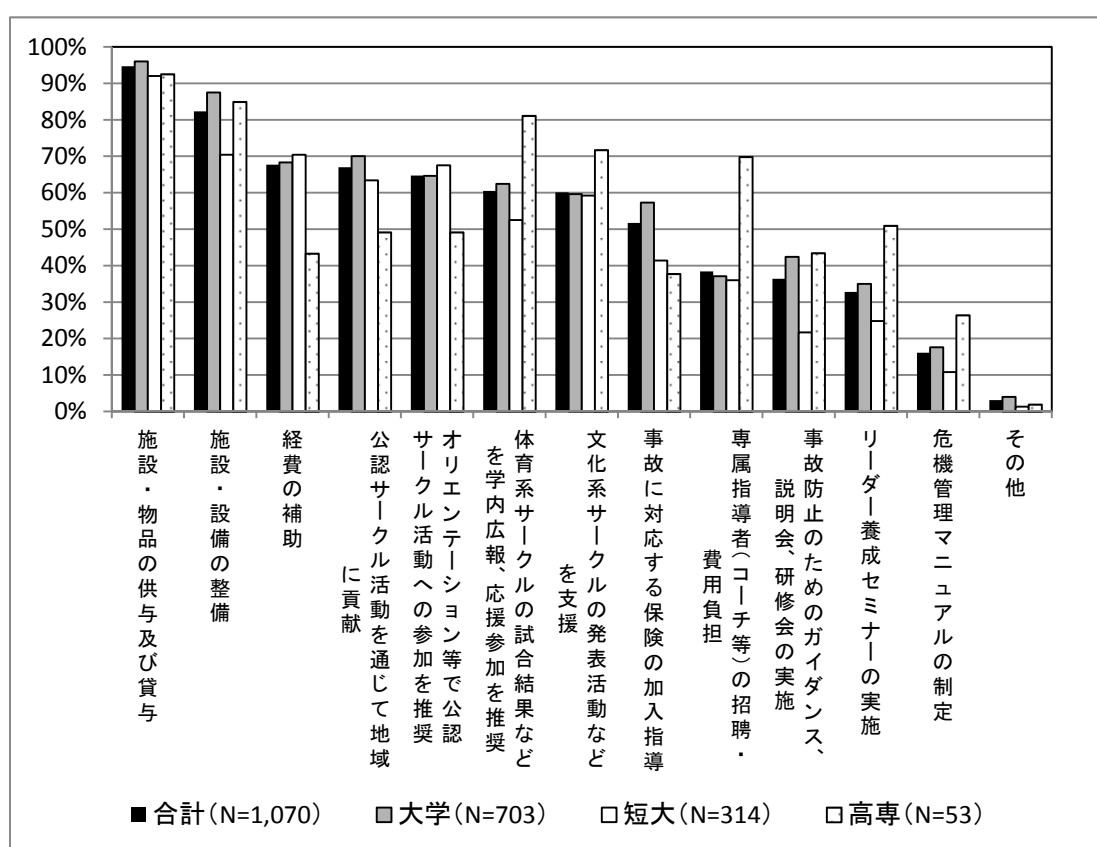


注)N=合計 1,122 (国立 133、公立 97、私立 892)

次に、実施している 1,070 機関に、どのような支援を行っているかを質問し、その回答を図 2 の通り、支援内容の回答が多かったものから順に並べ、学校種別の内訳も合わせて示した。図 2 によると、比較的多い回答には、「施設・物品の供与及び貸与 (94.7%)」と「施設・設備の整備 (82.3%)」が含まれ、次いで「経費の補助(67.7%)」、「公認サークル活動を通じて地域に貢献 (67.0%)」、「オリエンテーション等で公認サークル活動への参加を推奨 (64.7%)」、「体育系サークルの試合結果などを学内広報、応援参加を推奨 (60.5%)」、「文化系サークルの発表活動などを支援 (60.1%)」、「事故に対応する保険の加入指導 (51.7%)」が続く。一方で、「専属指導者 (コーチ等) の招聘・費用負担 (38.4%)」、「事故防止のためのガイダンス、説明会、研修会の実施 (36.4%)」、「リーダー養成セミナーの実施 (32.8%)」、「危機管理マニュアルの制定 (16.1%)」等の項目の回答が、比較的伸び悩んだ印象である。

学校種別では、高専の支援割合が高いことは、先に述べたとおりであるが、その内容において、「体育系サークルの試合結果などを学内広報、応援参加を推奨（81.1%）」、「文化系サークルの発表活動などを支援（71.1%）」、「専属指導者（コーチ等）の招聘・費用負担（69.8%）」、「リーダー養成セミナーの実施（50.9%）」等の項目において、他の設置形態と比較して突出して高い実施率であることが分かった。一方で高専では、「経費の補助」等の直接的な財政支援の実施割合は低い。また、表 2-2 の高専のサークル加入率（76.7%）の高さからも、比較的、高専では機関内全体で課外活動が奨励されていると同時に、その支援のあり方としては、間接的な財政、物理的支援が主であり、短大や大学では、高専と比較して、課外活動を学生の自主的活動と見なしている傾向があると言えるだろう。

図 2 公認サークルへの支援内容（学校種別）



注) 実施していると回答した 1,070 機関のうち、複数回答による支援内容。

3 学生表彰

学生表彰（学業を除く）は、学生活動に対して積極的に参画した学生や、優秀な成績を収めた学生に対して機関として表彰するものである。学生表彰は学生に対するインセンティブを与えることで、高等教育機関として学生活動を奨励、促進していることを示すことに繋がる。

表 3 の通り、高等教育機関における学生表彰を「実施している」と回答した機関は、全体の 75.0%と、高い割合を示している。学校種別（表 3-1）では、実施割合は高専が 100.0%

と全機関において実施されているのに対して、大学が 77.4%、短大が 65.3%であった。一方で設置形態別では、国立が (96.2%) > 私立 (72.6%) > 公立 (67.0%) の順になった。このように高専や国立において高い実施割合となった背景を検討するために、高専や国立において、どのような学生生活の領域を対象としているのか、図 3 で見ていくこととする。

表 3-1 学生表彰の実施状況 (学校種別)

	実施している	実施していない	無回答	合計 (N)
大学	572(77.4%)	166(22.5%)	1(0.1%)	739(100.0%)
短大	215(65.3%)	112(34.0%)	2(0.6%)	329(100.0%)
高専	54(100.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	54(100.0%)
合計	841(75.0%)	278(24.8%)	3(0.3%)	1122(100.0%)

注) ()内は合計に占める割合を示す。

表 3-2 学生表彰の実施状況 (設置形態別)

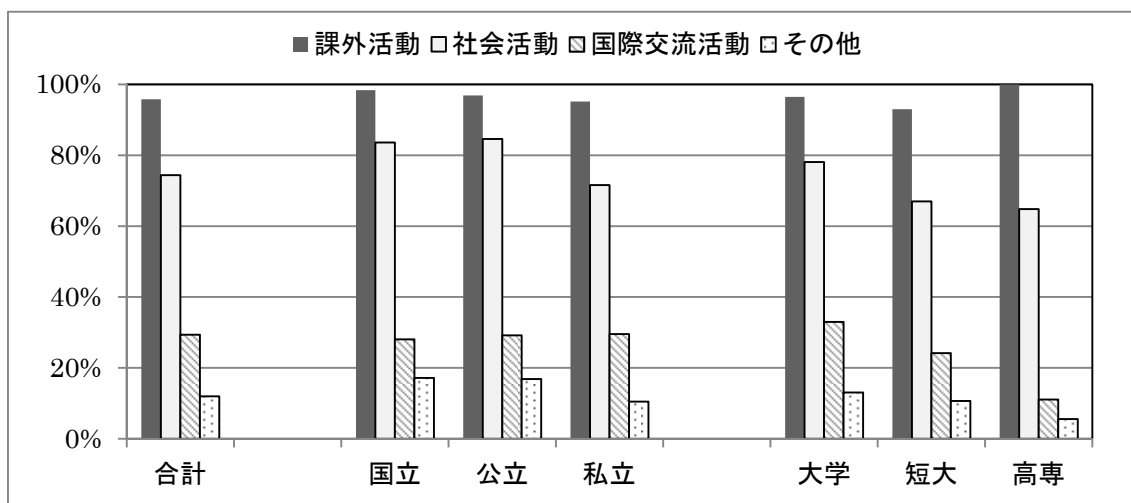
	実施している	実施していない	無回答	合計 (N)
国立	128(96.2%)	5(3.8%)	0(0.0%)	133(100.0%)
公立	65(67.0%)	32(33.0%)	0(0.0%)	97(100.0%)
私立	648(72.6%)	241(27.0%)	3(0.3%)	892(100.0%)
合計	841(75.0%)	278(24.8%)	3(0.3%)	1122(100.0%)

注) ()内は合計に占める割合を示す。

図 3 は、学生表彰を「実施している」と回答した機関に対して、表彰の対象となる学生生活について尋ねたものである。まず、もっとも多く占めている対象領域は「課外活動」であり、公認サークル等において秀でた成績を収めた学生に加え、スポーツ、文化芸術、学術等を主な対象としている。次いでボランティア活動や人命救助等の「社会活動」が続く、「国際交流活動」では比較的对象とする機関が少ないという特徴がある。領域別の特徴としては、前回調査 (平成 22 年度) も同様の傾向があり、高等教育全体の表彰内容の割合は、「課外活動 (67.7%)」 > 「社会活動 (49.8%)」 > 「国際交流活動 (16.5%)」であった (日本学生支援機構 2011a)。前回に引き続き、国際交流活動の表彰があまり進んでいないように見える。理由として、学生表彰の対象学生を選出する際に、「課外活動」「社会活動」は、地域や全国的 (もしくは世界的) に、優秀な成績を収めたと判断する機会が、「国際交流活動」に比べて多く存在することに加え、そもそも対象となる国際交流活動に従事する学生数がそもそも少ないことなどが考えられる。

いずれにしても、学生生活に対する学生表彰は多くの機関が実施しており、学業以外の側面においても、高等教育機関が積極的に奨励、促進しようとしている様子が窺える。

図3 学生表彰の内容



4 ピア・サポート

4-1 ピア・サポートの実施状況

全ての高等教育機関（以下、全機関）におけるピア・サポート実施状況は、大学で43.6%、短大で17.3%、高専で53.7%の機関がピア・サポートを実施しており、全高等教育機関では36.4%の実施となっている（表）。一方で設置形態別の実施割合は、国立で71.4%、公立で33.0%、私立で31.5%であり、国立における実施率が比較的高い。また、表4-1によると、大学における設置形態の内訳は国立80.0%、公立35.1%、私立39.3%となっており、全機関における設置形態の内訳（表4-2）と比較しても、大学においては国立におけるピア・サポートの実施が広がっていることが分かる。

表4-1 学校種別のピア・サポート実施状況

		実施している	実施していない	無回答	合計 (N)
大学	国立	68(80.0%)	17(20.0%)	0(0.0%)	85(100.0%)
	公立	27(35.1%)	50(64.9%)	0(0.0%)	77(100.0%)
	私立	227(39.3%)	348(60.3%)	2(0.3%)	577(100.0%)
	小計	322(43.6%)	415(56.2%)	2(0.3%)	739(100.0%)
短大		57(17.3%)	269(81.8%)	3(0.9%)	329(100.0%)
高専		29(53.7%)	25(46.3%)	0(0.0%)	54(100.0%)
合計		408(36.4%)	709(63.2%)	5(0.4%)	1122(100.0%)

注) ()内は合計に占める割合を示す。

表 4-2 設置形態別ピア・サポート実施状況

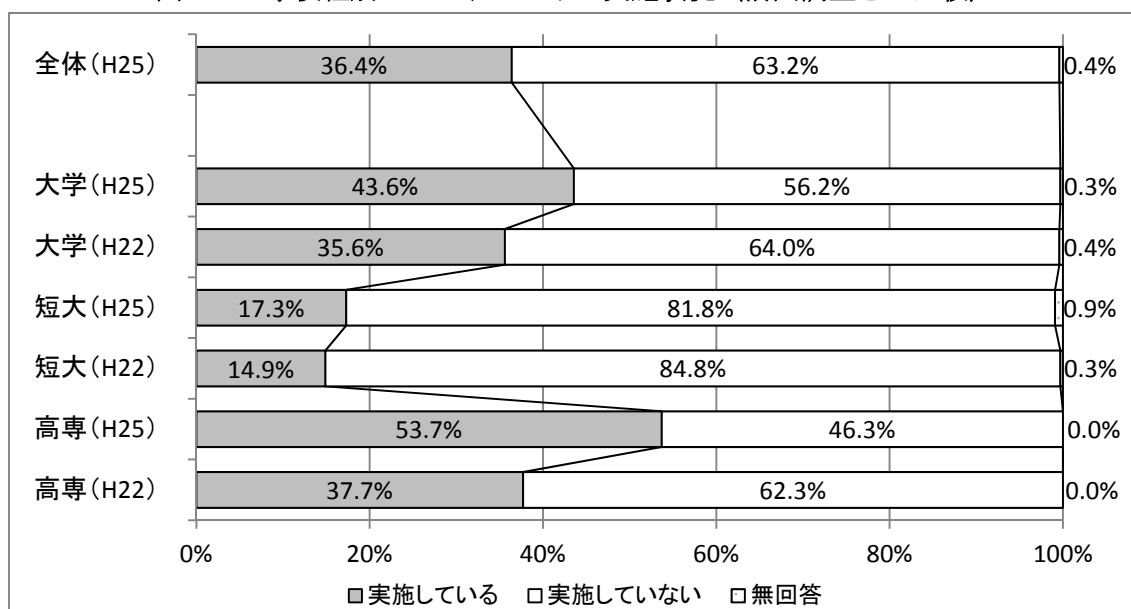
	実施している	実施していない	無回答	合計 (N)
国立	95(71.4%)	38(28.6%)	0(0.0%)	133(100.0%)
公立	32(33.0%)	65(67.0%)	0(0.0%)	97(100.0%)
私立	281(31.5%)	606(67.9%)	5(0.6%)	892(100.0%)
合計	408(36.4%)	709(63.2%)	5(0.4%)	1122(100.0%)

注) ()内は合計に占める割合を示す。

次に、経年変化を見るために、前回調査(平成 22 年度)との比較を学校種別ごと(図 4-1)、大学における設置形態ごと(図 4-2)に示した。図 4-1 を見ると、他の学校種(大学・高専)に比べて、短大におけるピア・サポートの取り組みの拡大は緩やかである。図 4-2 の通り、大学に限定して設置形態別の実施状況を掘り下げれば、国立大学において突出して実施割合が高まっており、公立大学および私立大学においては、比較的緩やかに実施割合が高まっていることが分かった。このように、全ての設置形態においてピア・サポートの取り組みは広がっているが、特に過去 3 年間に於いては、国立を中心に実施が拡大していると言及することができるであろう。

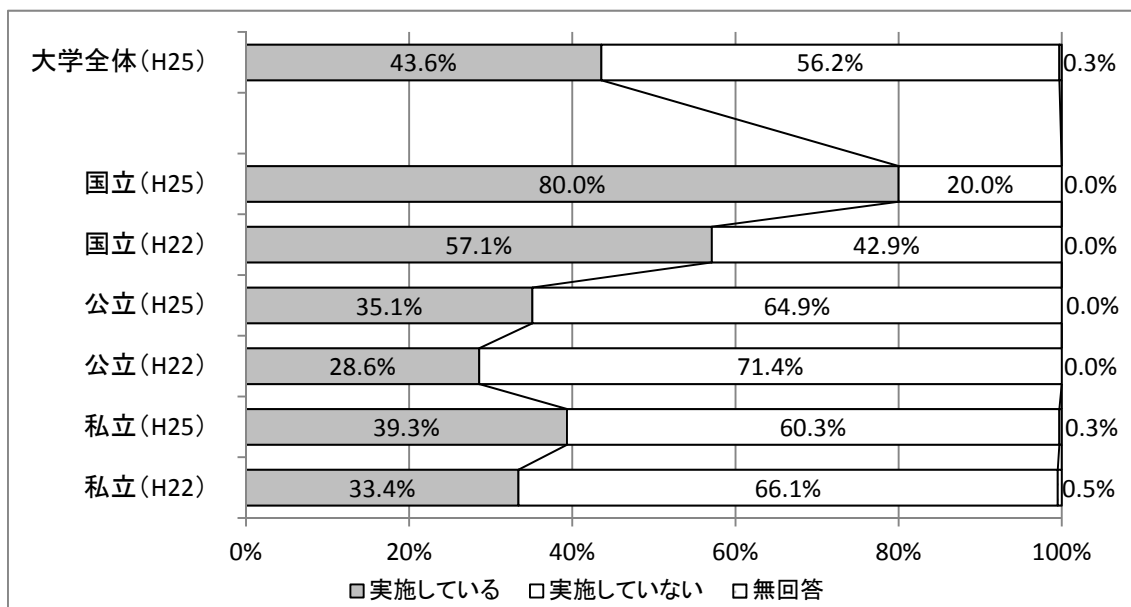
また、短大において比較的、実施割合の高まりが緩やか、かつ実施していない機関が最も多い理由としては、修業年限が短いため、ピア・サポートの担い手となる先輩学生の確保が難しいことや、課外で教員が直接学生を指導する等、ピア・サポートとは異なる形態での学生支援が日常的に行われていることが考えられる。

図 4-1 学校種別ピア・サポートの実施状況(前回調査との比較)



注) 前回調査は「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査(平成 22 年度)集計報告(単純集計)」より抜粋。

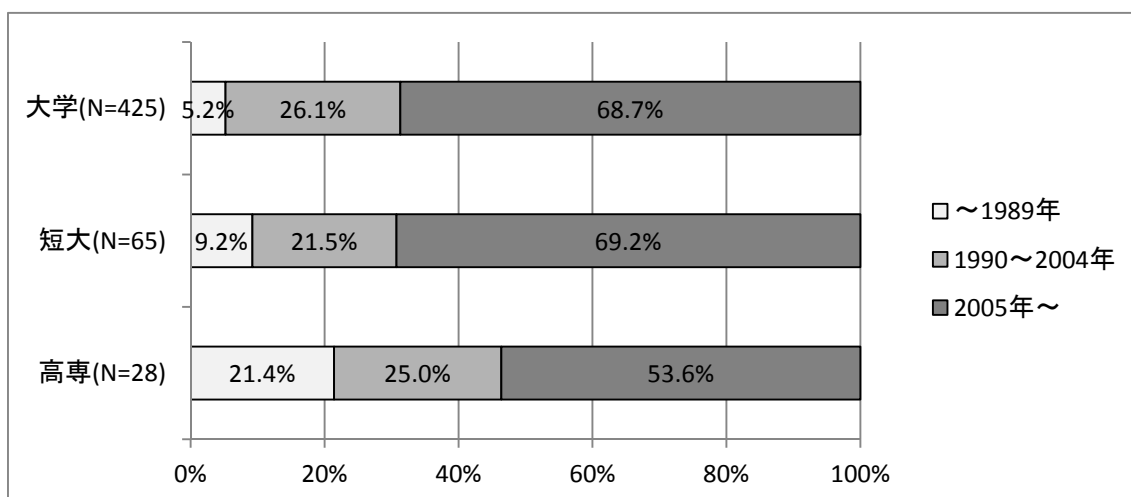
図 4-2 大学における設置形態別ピア・サポートの実施状況（前回調査との比較）



注) 前回調査は「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査（平成 22 年度）集計報告（単純集計）」より抜粋。

また、前回調査（平成 22 年度）では、全機関におけるピア・サポートの実施割合は 35.6% であり、ピア・サポートの取り組みも若干の拡大を見せている。しかしながら、前回調査において尋ねたピア・サポートの取り組み開始時期（図 5）の通り、2005 年以降におけるピア・サポートの取り組みの急激な拡大の傾向に比べると、過去 3 年間における実施割合は、思うように拡大しなかったとも捉えることができる。

図 5 ピア・サポートプログラムの開始時期（平成 22 年度調査より）



注) 大学等における学生支援取組状況調査研究プロジェクトチーム報告書『学生支援の現代的展開-平成 22 年度学生支援取組状況調査より-』より抜粋。

そこで、「現在実施していない」と回答した機関に対して、今後の実施について質問した。その結果、「今後実施したい」機関は 273 機関であり、実施していない機関中の 38.5%（うち、大学 42.7%、短大 33.8%、高専 20.0%）を占めた。前述の「実施している」408 機関と合わせると、60.7%（N=1,122）の機関がピア・サポート活動へ高い関心を寄せていることが分かる。この傾向は前回調査（平成 22 年度）もほぼ同じ結果を示していた。

表 5 は実施している機関を対象にした今後の取り組みについての回答である。実施中の全ての機関のうち、「辞めたい」の回答は無かったが、2 機関が「縮小したい」と答えている。その理由としては、「真面目な学生への加重負担（文言を執筆者が編集した）」等の回答があった。またその一方では、「拡充したい」と回答する機関も半数近く存在しており、既に実施している大学においても、さらなる量的な拡大を求める傾向にある。

表 5 「実施している」の今後のピア・サポートの取り組み（学校種別）

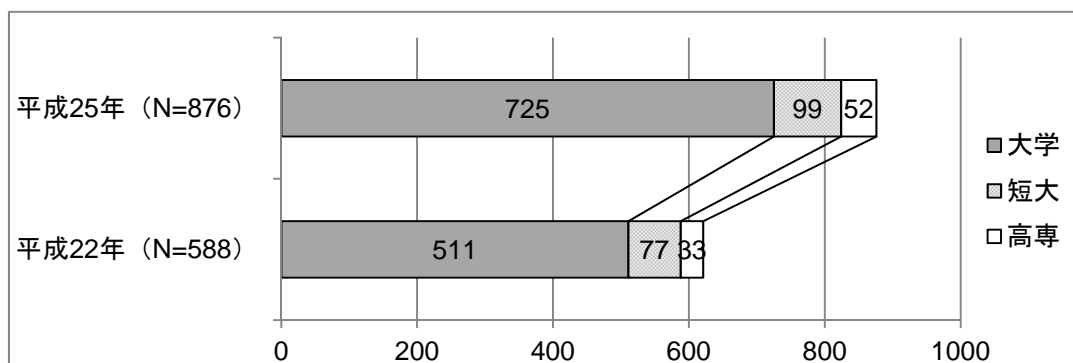
		拡充したい	現状維持	縮小したい	無回答	合計 (N)
大学	国立	37(54.4%)	30(44.1%)	1(1.5%)	0(0.0%)	68(100.0%)
	公立	12(44.4%)	15(55.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	27(100.0%)
	私立	150(66.1%)	73(32.2%)	0(0.0%)	4(1.8%)	227(100.0%)
	小計	199(61.8%)	118(36.6%)	1(0.3%)	4(1.2%)	322(100.0%)
短大		33(57.9%)	23(40.4%)	1(1.8%)	0(0.0%)	57(100.0%)
高専		10(34.5%)	19(65.5%)	0(0.0%)	0(0.0%)	29(100.0%)
合計		242(59.3%)	160(39.2%)	2(0.5%)	4(1.0%)	408(100.0%)

注) ()内は合計に占める割合を示す。

4-2 プログラム単位の実施状況

次に、ピア・サポートを実施している機関にプログラム数について回答があった 408 機関のプログラム数を合計すると、図 6 の通り、全機関で 876 件のピア・サポートプログラムを実施していた。前回調査（平成 22 年）の全プログラム件数 588 から 288 件増加していることになる。

図 6 ピア・サポートの実施プログラム数（学校種別）



注) N (母数) は全プログラム件数を示す。

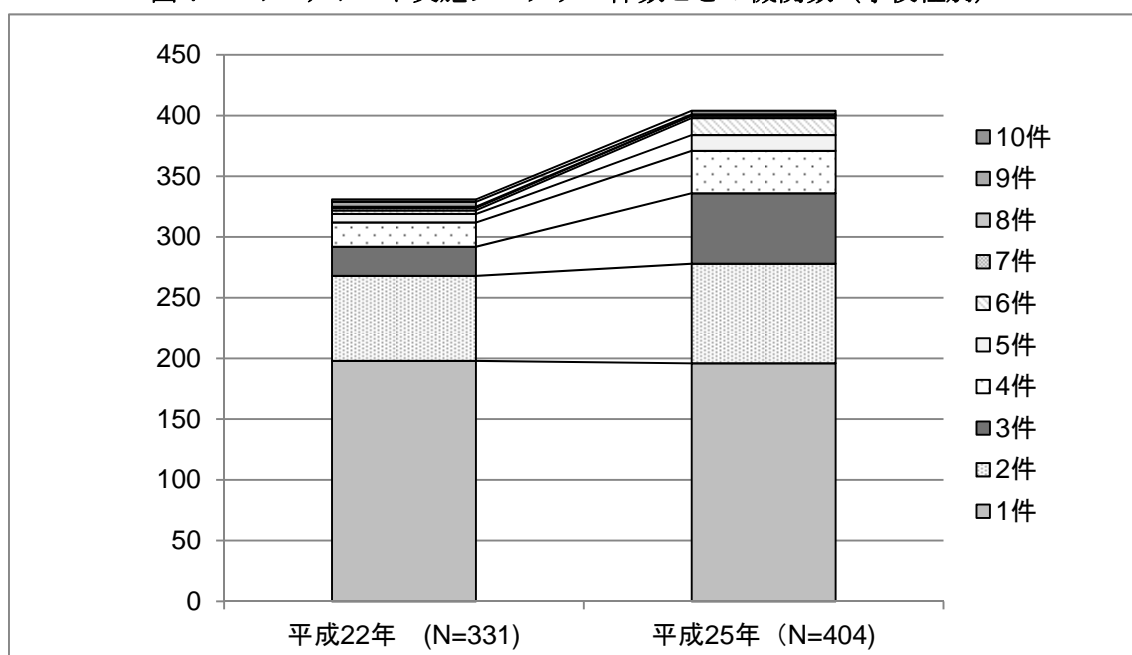
なお、表6は、1つの機関で有しているピア・サポートプログラムの件数を一覧にしたものである。回答のあった404機関のうち、2件以上のプログラムを有する機関の割合は51.5%（208機関）と全体の半数を超えている。前回調査と比較した図7においても、ピア・サポートプログラムを有している機関数は比較的2～6件の辺りで伸びが見られる。前回調査との比較において、複数のピア・サポートプログラムを展開する機関が増加してきていると言える。

表6 ピア・サポート実施プログラム件数ごとの機関数（学校種別）

	機関数 (N)	1件	2件	3件	4件	5件	6件	7件	8件	9件	10件
大学	318	148	62	47	30	11	14	2	0	1	3
短大	57	35	10	6	4	2	0	0	0	0	0
高专	29	13	10	5	1	0	0	0	0	0	0
合計	404	196	82	58	35	13	14	2	0	1	3

注) 機関数の合計は、ピア・サポートを「実施している」と回答した408機関のうち、プログラム数に回答があった404機関（無回答数4）を指す。

図7 ピア・サポート実施プログラム件数ごとの機関数（学校種別）



注) 平成22年度のデータは大学等における学生支援取組状況調査研究プロジェクトチーム報告書『学生支援の現代的展開-平成22年度学生支援取組状況調査より-』より編集。

4-3 ピア・サポートの実施領域とその内容

次に、ピア・サポートを実施しているプログラムごとに、どのような領域で展開しているのかを複数回答で聞き、回答の多かった順に並べ替えた結果が表7である。全876プログラムのうち、最も多かった領域は「学習サポート（41.2%）」であり、次いで「修学相談

(履修相談等) (28.7%)」、「学生間の仲間づくり (28.3%)」と続く。逆に比較的实施割合が低い領域は「就職アドバイス (15.2%)」、「学生寮 (寄宿舍) 内の生活支援 (レジデント・アシスタント等) (7.2%)」となっている。

表7 ピア・サポートを実施している領域 (プログラム数)

支援内容	サ ポ ー ト 学 習	修 学 相 談	づ く り 仲 間	生 活 上 の 支 援	留 学 生 支 援	学 生 障 害 支 援	就 職 ア ド バ イ ス	学 生 寮 支 援	そ の 他
プログラム 件数	361	251	248	217	200	167	133	63	74
%*	41.2 %	28.7 %	28.3 %	24.8 %	22.8 %	19.1 %	15.2 %	7.2 %	8.4 %

* 全プログラム数 (N=876) に占める割合 (複数回答)。

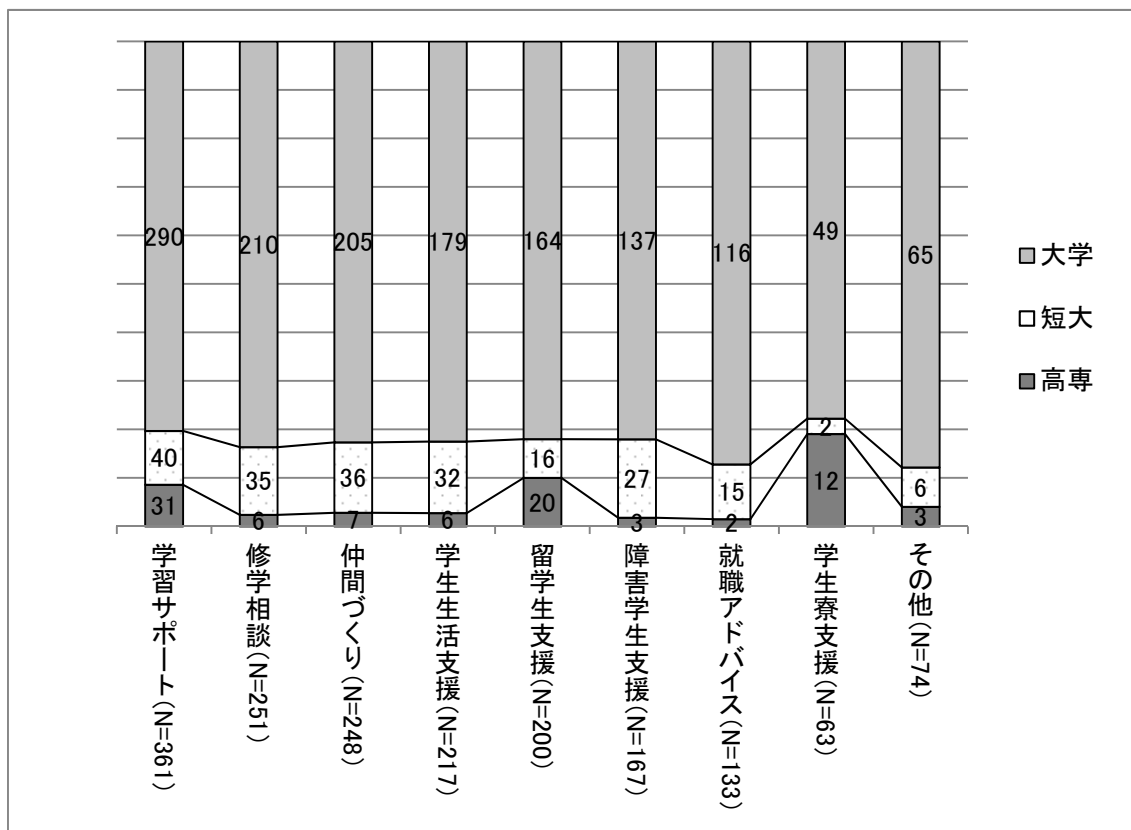
注) 「その他」は回答において関連の無い記述の35件を除いた数。

さらに表7に挙げた領域別のプログラム件数の内訳を、学校種別ごとに見たものが図8である。図8によると、どの学校種でも共通して「学習サポート」の実施割合が高く、かつ表7の通り、他の領域に比べて実施プログラム件数も最も高いことから、高等教育機関全体として、重点的に展開されている領域であるといえる。

一方で、学校種別の特徴としては、大学においてはどの領域においても、概ね他の学校種よりもプログラム件数の占める割合が高いが、特に「就職アドバイス」において、比較的に他の学校種よりもプログラム件数の占める割合が高い(図8)。高専においては、他の領域よりも「学習サポート」、「留学生支援」、「学生寮(寄宿舍)内の生活支援(レジデント・アシスタント等)」のプログラムの占める割合が、大学・短大に比べて高い。逆に短大では「留学生支援」、「学生寮(寄宿舍)内の生活支援(レジデント・アシスタント等)」の占める割合が低い傾向が見られる。

以上のように、ピア・サポートプログラムはどの領域においても均等に取組が広がっているわけではなく、それぞれの学校種等が抱える課題や環境によって、取組内容に特徴が現れている。

図8 ピア・サポートプログラムの実施領域別の学校種割合



また、領域の「その他」として上がっていた項目としては、「派遣留学生支援」や「新入生オリエンテーション」、「健康促進サポート」等の様々な領域が含まれていたのと同時に、「初年次教育科目の支援」、「実験支援」等の正課教育に係わる領域、そして「図書館ボランティア」、「ボランティア活動」等の近年新たに台頭してきていると考えられる領域も含まれていた。プログラム領域については、実情合わせて前回調査（平成22年度）には無かった「障害学生支援」、「就職アドバイス」、「留学生支援」、「学生寮（寄宿舎）内の生活支援（レジデント・アシスタント等）」等の項目を追加して今回調査を実施したが、より多様な領域へと広がってきている様子も窺える。

5 ボランティア活動支援

ボランティア活動に対する支援は、今回調査から新たに加わった質問項目である。これまでも、高等教育機関におけるボランティア活動は専門組織の設置や、派遣先紹介等の案内を行っていた。しかしながら2011年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、ボランティア支援に関心を持つ学生が増え、機関として組織的に支援を行う重要性が認識されるようになったことと同時に、自主的活動として捉えられることが多かった学生のボランティア活動における実態を、いかに把握するかが新たな課題として浮上している。

設問では最初に、学生のボランティア活動に対する支援を機関として行っているかを尋ねた。全体で80.5%の機関が「実施している」と回答しており、内訳では短大（83.9%）＞大学（80.1%）＞高専（64.8%）の順になった。設置形態別では、私立（82.1%）が比較的高

く、公立大学（71.1%）が比較的低い結果となった。

表 8-1 学校種別のボランティア支援の実施状況

		実施している	実施していない	無回答	合計 (N)
大学	国立	68(80.0%)	17(20.0%)	0(0.0%)	85(100.0%)
	公立	59(76.6%)	18(23.4%)	0(0.0%)	77(100.0%)
	私立	465(80.6%)	110(19.1%)	2(0.3%)	577(100.0%)
	小計	592(80.1%)	145(19.6%)	2(0.3%)	739(100.0%)
短大		276(83.9%)	52(15.8%)	1(0.3%)	329(100.0%)
高専		35(64.8%)	19(35.2%)	0(0.0%)	54(100.0%)
合計		903(80.5%)	216(19.3%)	3(0.3%)	1122(100.0%)

注) ()内は合計に占める割合を示す。

表 8-2 設置形態別のボランティア支援の実施状況

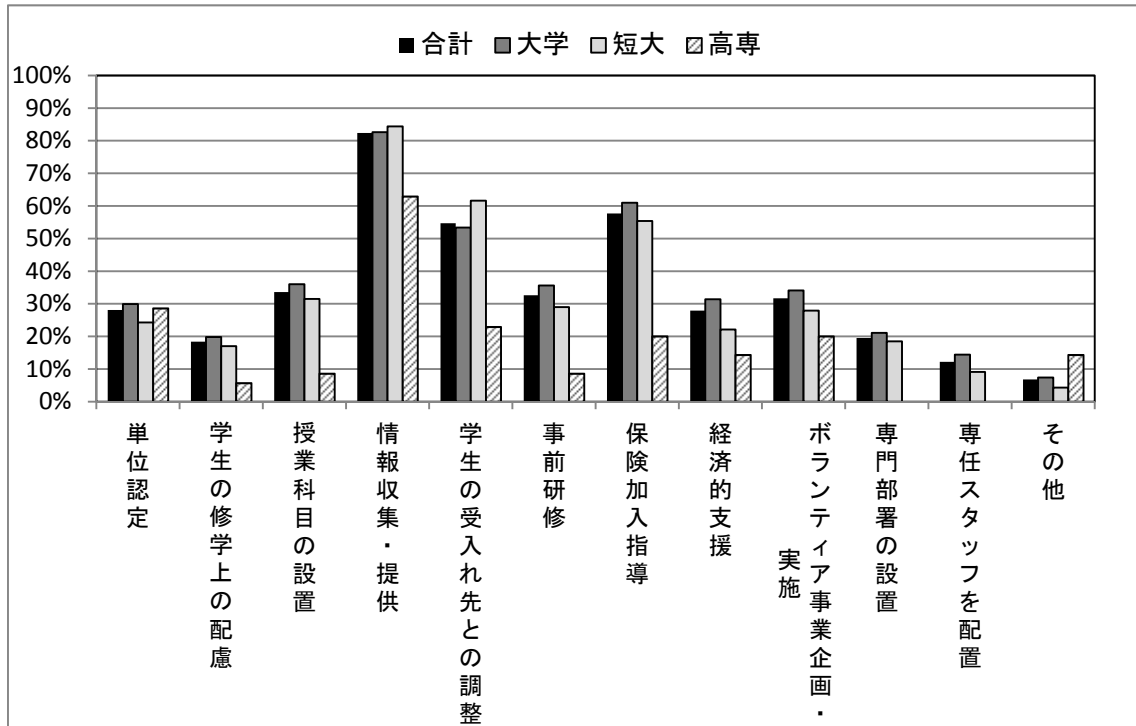
	実施している	実施していない	無回答	合計 (N)
国立	102(76.7%)	31(23.3%)	0(0.0%)	133(100.0%)
公立	69(71.1%)	28(28.9%)	0(0.0%)	97(100.0%)
私立	732(82.1%)	157(17.6%)	3(0.3%)	892(100.0%)
合計	903(80.5%)	216(19.3%)	3(0.3%)	1122(100.0%)

注) ()内は合計に占める割合を示す。

次に、支援の内容について尋ねた結果が図 9 ある。「ボランティア募集に関する情報収集・提供（82.4%）」が最も回答の割合が高く、次いで「ボランティア活動における事故に対応する保険の加入指導（57.7%）」、「ボランティア活動を希望する学生と受け入れ先との調整（54.7%）」が半数以上を占めている。逆に低い割合に留まったのが、「ボランティア活動専任スタッフを配置（12.2%）」、「ボランティア活動専門の部署を設置（19.5%）」、「ボランティア活動に参加する学生への修学上の配慮（18.4%）」であった。よって、ボランティア活動の支援は、大学の役割として認識されているものの、専任スタッフや専門部署を設置するには至っておらず、未だ支援の責任主体も曖昧な状態な機関が多いことが窺える。

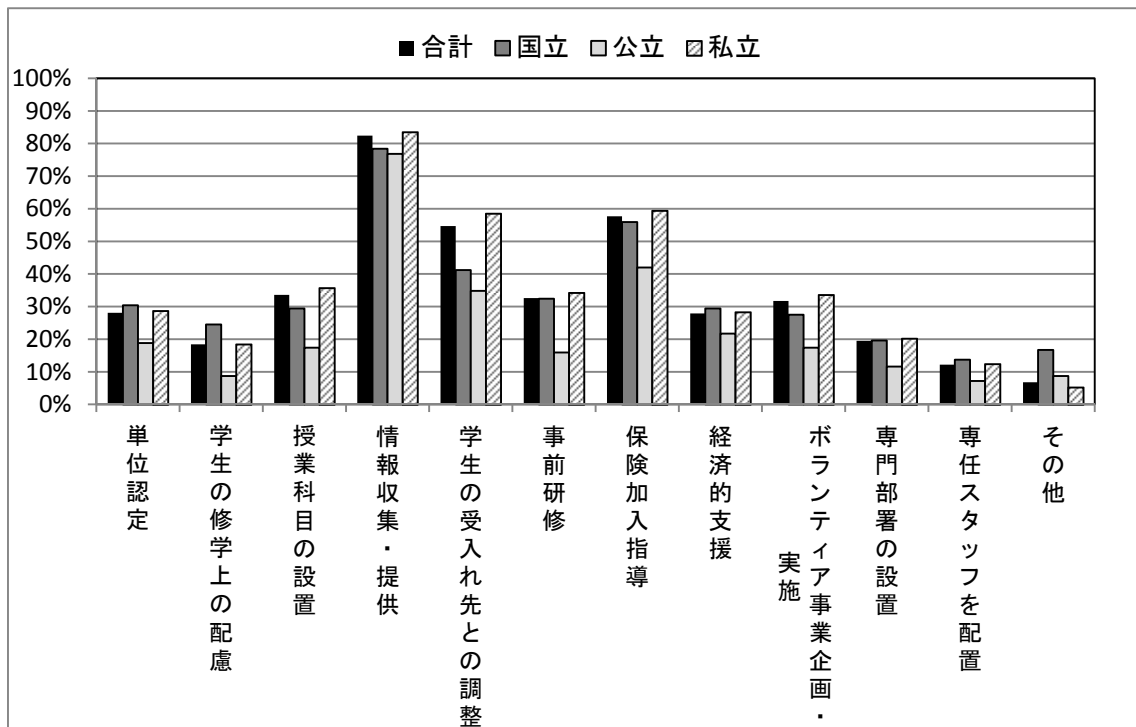
比較的低い割合に留まった項目を中心に、学校種別（図 9-1）の内訳を見ると、「ボランティア活動に参加する学生の修学上の配慮」では、高専が 5.7%と著しく低く、内容として関連すると思われる「ボランティア活動に関する授業科目の設置」は大学（36.0%）、短大（31.5%）と 3 割を越える機関が支援を行っているのにも関わらず、高専では 8.6%に留まった。同様に「ボランティア活動に参加する学生対象の事前研修会等」でも高専（8.6%）と他の学校種に比べて低い。一方で「ボランティア活動の『単位』認定」については、どの学校種も 3 割程度で推移している。

図 9-1 ボランティア支援の内容（学校種別）



注) 「実施している」と回答した 903 機関の複数回答による支援内容。

図 9-2 ボランティア支援の内容（設置形態別）

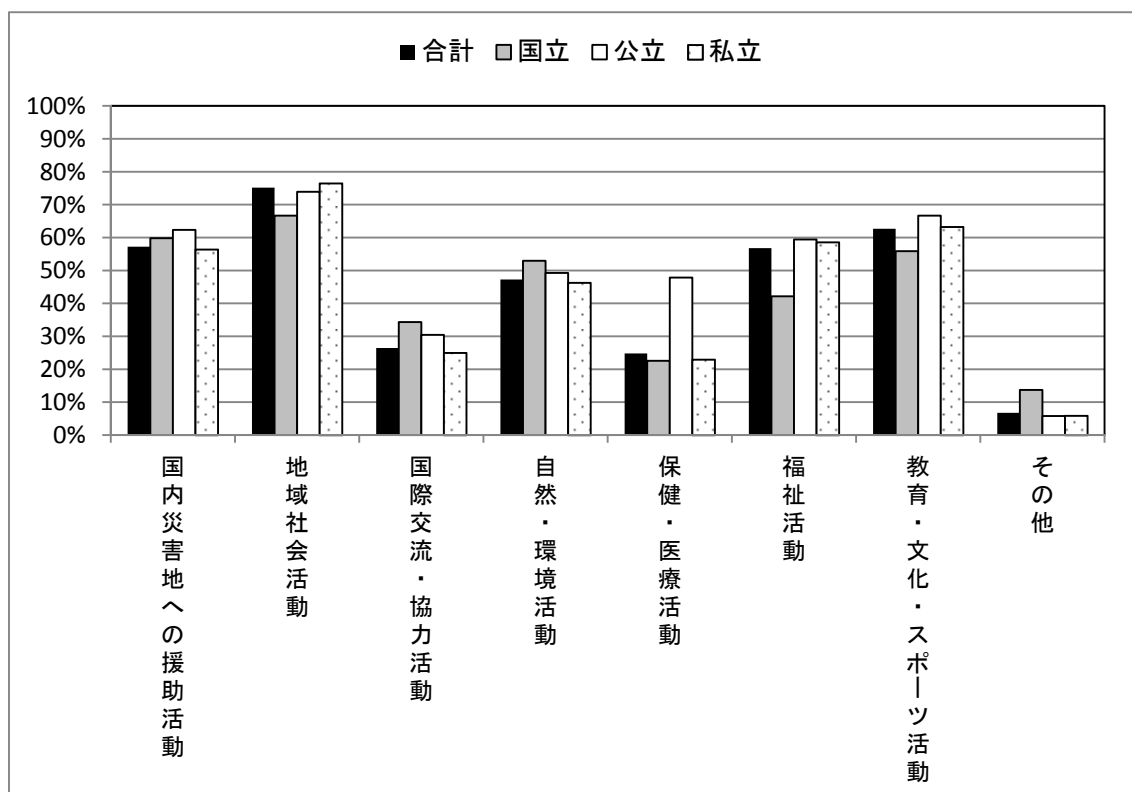


注) 「実施している」と回答した 903 機関の複数回答による支援内容。

さらに、ボランティア支援を「実施している」と回答した機関に対して、どのような分野において支援を行っているのかを尋ねた（図 10）。全体で最も多かった回答は、「地域社会活動（自治体の手伝い、消防・防災・交通安全などの活動、町おこし）（75.2%）」であり、次に「教育・文化・スポーツ活動（子どもの学習の面倒をみる、生涯学習活動、伝統文化の継承、博物館美術館などでの作品説明、史跡などの観光施設の説明、スポーツ教室）（62.7%）」>「国内災害地への援助活動（災害地への物資援助などの救助活動、募金活動他）（57.3%）」>「福祉活動（お年寄りや障害のある人などを助ける活動など）（56.8%）」>「自然・環境活動（生物・植物の保護、掃除などの環境整備、リサイクル活動など）（47.3%）」と続いた。比較的低い割合だったのは、「国際交流・協力活動（留学生や外国人の相談相手、通訳、ホームステイなど）（26.5%）」>「保健・医療活動（病気の人の手助け、健康を守る活動など）（24.8%）」であった。

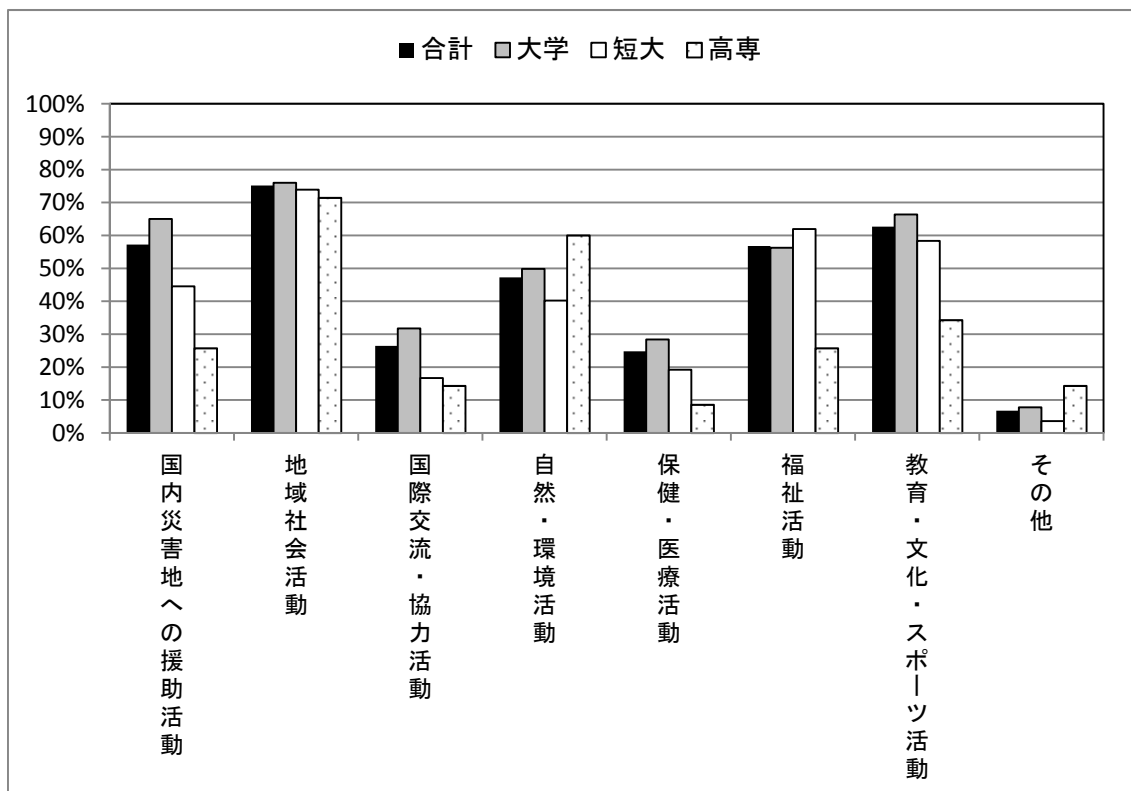
続いて設置形態別（図 10-1）内訳を見ていく。他の設置形態に比べ、公立では「保健、医療活動」の実施割合が高く、一方で国立では「地域社会活動」や「福祉活動」の実施割合が低い。私立では「地域社会活動」が高く、「国際交流・地域活動」が低いという特徴がある。学校種では、大学は概ね、どの領域でも他の学校種よりも実施割合が高いが、「福祉活動」のみ、短大の割合が高くなっている。また、高専では「保健・医療」「福祉活動」「教育・文化・スポーツ活動」が他に比べて大幅に低いが、反対に「自然・環境活動」が高い傾向にある。

図 10-1 ボランティア支援の実施分野（設置形態別）



注) 「実施している」と回答した 903 機関の複数回答による支援内容。

図 10-2 ボランティア支援の実施分野（学校種別）



注) 「実施している」と回答した 903 機関の複数回答による支援内容。

6 課題と今後の展望

ここまで見てきたように、学生活動に対する高等教育の組織的な支援は、非常に多岐にわたって展開されていた。特に課外活動（第 2 節）の公認サークルに対する支援はほとんどの大学で行われているのに加え、比較的新しい取組であるピア・サポート（第 4 節）も、取組は近年急速に拡大してきており、前回調査（平成 22 年度）に比べ、過去 3 年間における実施割合の伸び率は緩やかであったものの、プログラム数が大幅に増えているとともに、その実施領域においても変化が見られた。反対に前回調査と同じような傾向が見られたのは学生表彰（第 3 節）であり、その表彰の対象内容の実施割合の傾向も前回調査とあまり変化は見られなかった。さらに、今回から新たに加わったボランティア活動支援（第 5 節）では、多くの大学が情報提供等の基本的な支援に留まっており、専門スタッフや組織の設置は低い割合に留まっている。また、ボランティア活動を正課教育や教育活動と関連づけて捉えるような項目はあまり実施率が高くなく、まだまだ学生の自主的活動として捉えられていない様子も浮かび上がってきた。

最後に分析結果のまとめに代えて、学生活動支援の課題について整理し、今後の展望を考えてみたい。以下は、課外活動、ピア・サポート、ボランティア活動について、各機関が感じている課題について自由記述で回答してもらった結果である。回答のあった 254 機関（327 項目）の自由記述を項目別に分けたうえで、それぞれ共通する内容で分類し、領域別に主な記述を抜き出して示した。

まず、課外活動支援の課題について見ていく。第2節で記述したとおり、課外活動の支援内容で最も実施率が高いのは、「施設・設備の整備」「施設・物品の供与及び貸与」等の、間接的かつ活動に必要な場所や設備の支援であった。しかし一方で、物理的な支援についての充実度という観点では、予算との兼ね合いから、課題があると捉えているようである。また、公認サークルへの直接的な経済支援についても課題として挙がってきている。

また、第2節の分析結果では、大学・短大は、高専に比較して学生の自主的活動を尊重している様子が見えた。しかしながら「参加学生への関わりや支援について」の記述を見ると、課外活動を進めるうえで、学生が直面する問題についても、大学側が問題として把握し、改善しようとする姿勢が見える。

【課外活動】

参加学生への関わりや支援について

- クラブ・サークル内での会計指導の必要性が増加している。(大学/私立)
- クラブ内で特に発達障がいのある学生が問題となるケースが起きている。一般学生も含め、障がいについての理解を深める啓もう活動をいつ、どのタイミングで、誰が主となり行っていくか、検討課題である。(大学/私立)
- 課外活動の充実と学業の両立。(短大/私立)
- 上級生の授業が17時までであるので、部員全員と一緒に活動できる時間が少ない。(私立/高専)

組織的、制度的な支援について

- 専用の部室等の提供をおこないたいが、現状では困難である。(大学/私立)
- 経費が潤沢でないため支援できることが限られる(物品援助、施設・設備の整備など)。(私立/大学)
- 遠征費用等の支援が十分に行う事ができていない。(大学/国立)
- 老朽化している課外活動施設の改修経費の確保及び学生団体への活動支援経費が減少している問題がある。(大学/国立)
- グランドやテニスコート等の体育施設の整備(大学/公立)
- 顧問等が不在時の緊急時対応策(短大/私立)
- 震災で併設小学校の児童が短大のクラブ室棟に異動してきたため、部室棟が足りなくなっている。(短大/私立)

学生の参加について

- 大学公認のクラブ・サークルへ所属する学生数をいかに増やすか。(大学/私立)
- 課外活動について、年々、活気がなくなりつつあり、継続させるのが難しい。(大学/私立)
- サークル等の課外活動に参加する学生数の減少に対し、学内ピア・サポート活動の支援をさらに推進することが課題となっている。(短大/私立)

その他

- 非公認団体及びその活動の把握と指導(大学/国立)

次に、ピア・サポートは、新たに広がってきた活動であるため、「組織的、制度的」な側面においても、実施率が高い課外活動の支援に比べて、学内の認知や理解を高めることや、定着等のマネジメントに関わる項目が課題として挙げられた。また、第4節で述べた通り、前回調査よりも1機関あたりの取り組んでいるピア・サポートプログラム数が増加しており、その影響によって、プログラムの質の標準化や一元化による効率を求める意見もあった。一方で、学生への関わりや研修については、前回調査から引き続き課題として挙げてきている。特にピア・サポーターとなる支援を提供する側の学生に対する関わりや、研修のあり方について課題を感じているようである。また、課外活動と同様に学生の参加についての言及も挙げてきている。支援ニーズの拡大から、現状よりも増員しなくてはならないケースや、活動量の減少期におけるモチベーションの維持のほか、就職アドバイスに関わる支援については、就職活動時期の変更を受け、活動方法にも柔軟な対応が求められること等が挙げられた。

【ピア・サポート活動】

学生への関わりや研修について

- ピアサポートに参加する学生への研修の充実（大学／私立）
- ピア・サポートでは、サポーターに対するケアが大切であり、計画的に実施し評価を行う。（大学／私立）
- 正規の授業と時間的に重複する場合の対応が問題である。（大学／国立）
- 相談を受けた学生の心理的負担が大きく継続的活動が難しい。（高専／国立）

組織的、制度的な支援について

- これまでの実施内容がピアサポートとして発展させられる取り組みは学内で散見されるため、組織だった取り組みとして仕組みを構築する検討を開始しているが、関係者における意見の合意がなかなか得られない。（短大／私立）
- 現在担当課で実施しているピア・サポートを、一元化支援する必要がある。（大学／私立）
- 安定的な予算の確保（大学／国立）
- ピア・サポートは導入したばかりのため、定着させることが課題となっている。（大学／公立）

学生の参加について

- ピア・サポートでは、希望学生がやや減少傾向にあることと、利用する学生が4月等に限定されており、ピア・サポーターのモチベーションをいかに保つかが毎年の課題となっている。（大学／国立）
- 留学生サポーターである本学学生の負担が大きくなっており、留学生の増加に伴うサポーターの増員が課題になっている。（大学／私立）
- 就職支援におけるピア・サポートでは、今後、就職活動時期が変更になった際には、サポート集団の形成が困難になる事が考えられる。（大学／私立）

学生の参加について

- 教員のピア・サポートへの意識・関心が薄い。(短大/私立)
- キャリアセンターとしての方針とピア・サポーターの考え方の相違(大学/私立)
- ピアサポーターを学生相談に生かす等、活動範囲の拡大(大学/私立)

ボランティア活動の支援の課題については、ボランティア派遣先が学外であることが多いため、派遣先のニーズと大学が提供できる活動量の調整に苦慮している様子が窺える。また、ボランティア活動へ支援を行うことの学内認知を高めたいという意見や、正課教育との兼ね合いがまだうまくいっておらず、模索しているようである。同様に、組織的・制度的な側面においても、多様な課題が挙がっていた。

【ボランティア活動支援】

ボランティア支援のあり方について

- ボランティア参加学生の安全面での配慮(大学/私立)
- ボランティアと正課科目との有機的な結びつきをいかに強めていくか。(大学/私立)
- 派遣依頼されるボランティアの内容と学生の希望とのマッチングが難しい。(大学/私立)
- ボランティア派遣希望団体の新規開拓(大学/国立)
- ボランティアにおける学内の認知が低い事。(短大/私立)
- ボランティア活動の周知及びマッチング方法の確立(高専/国立)

学生の参加・学生への関わりについて

- ボランティアを学生の「自発的活動」としてのみ捉えるのではなく、ボランティア活動に「学生の学び」を考えた際、ボランティア活動前の「事前学習」(大学/私立)
- ボランティア活動に励みすぎ、学業が疎かになるおそれがある事。(大学/私立)
- ボランティア活動の参加率アップ、学生による企画提案型ボランティア活動の構築。(大学/国立)
- ボランティアの募集は多いが、ボランティアを希望する学生が少ない。(短大/私立)

組織的、制度的な支援について

- ボランティア活動に関する専門部署の設置。(大学/私立)
- ボランティア支援のためのスタッフの充実(大学/国立)
- ボランティアコーディネーターが存在しないこと(大学/公立)
- 多くのボランティア活動依頼があり、対応しているが、教職員の指導スタッフが1名だけであり、負担が増加している。(高専/国立)
- ボランティア学生への交通費等の経済的支援、単位認定(短大/私立)
- ボランティア活動に関する授業科目の設置(大学/私立)
- 今後文科省の45時間の授業内容としてボランティア活動を授業としてどう位置づけるかが課題(大学/公立)

以上のように、学生活動の支援においては、高等教育機関にとって、未だ様々な課題が挙げられた。これらの課題は、前述の通り、主に①学生への関わり、②高等教育機関における組織・制度面、③活動への学生の参画、の3つが共通していた。③活動への学生参加数の増加は全ての領域の共通した課題であるが、この活動学生の量的な維持・拡大は、①学生への関わりで挙げられてきた研修等の学生育成やアドバイジングを充実させることと強く関わっている。特にアドバイジングは、従来の窓口における学生対応よりもより積極的かつ踏み込んだ関わり方が必要であり、機関が求める学生像や教育目標を踏まえたアドバイジングを実行することが求められる。

このような、組織的かつ積極的な学生への支援であるピア・サポート活動が、拡大し続けている状況を踏まえると、今後ますます、学生活動の支援は学生の成長を促進するための重要な大学教育の一機能としての役割を果たしていくこととなるであろう。

また最後に、学生支援の中でも、学生活動は学生の自主性が尊重される支援であることから、本調査のような全国高等教育機関に対するアンケート調査では、限界があることにも言及したい。例えば公認サークルの加入率についても、現状では、兼任学生を機関では把握しておらず、実際的な総学生数に対する加入率は分からない。また、ピア・サポートプログラムでは、活動主体や支援領域が複雑に入り組んでおり、実態把握には限界がある。今後は、担当者へのインタビュー調査や、学生調査等を組み合わせながら、より現実に近いデータを蓄積していく必要があることを付け加えておく。

(参考文献)

- 日本学生支援機構 (2011a) 『学生支援の現代的展開 : 平成 22 年度学生支援取組状況調査より : 大学等における学生支援取組状況調査研究プロジェクトチーム報告書』,
日本学生支援機構 (2011b) 『大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査 (平成 22 年度) 集計報告 (単純集計)』 <
http://www.jasso.go.jp/gakusei_plan/documents/torikumi_chousa.pdf> (20140510 参照).

学生相談の現状と課題

－学生相談体制の整備・充実の検証－

茨城県立医療大学 佐藤 純

1 はじめに

近年、平成 12 年に「大学における学生生活の充実方策について－学生の立場に立った大学づくりを目指して－」（廣中レポート）が出されて以来、我が国の学生相談・学生支援は充実化の歩みを進めてきた。平成 19 年に出された「大学における学生相談体制の充実方策について－『総合的な学生支援』と『専門的な学生相談』の『連携・協働』－」（苫米地レポート）では、望ましい学生相談・学生支援体制のあり方がより具体的・実的な形で提示され、各学校での支援体制作り大きく貢献した。その結果、「大学、短期大学、高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査（平成 22 年度）」（以下、前回調査）の報告書によれば、99.0%の大学に学生相談に関する支援組織が設置され、全体で 85.3%の大学・短期大学（以下、短大）・高等専門学校（以下、高専）にカウンセラーが配置される状況に至った。

本稿では、その後の我が国の学生相談の現状と課題について、日本学生支援機構が平成 25 年度に行った「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」（以下、本調査）の結果に基づき、前回調査や日本学生相談学会によって実施された「2012 年度学生相談機関に関する調査報告（以下、学生相談学会調査）」（早坂他，2013）の結果を参考にしながら検証する。

ところで、前回調査からの 3 年間になされた法的施策の中には注目すべきものが二つある。一つは、障害者差別解消法（平成 25 年 6 月公布）と第三次障害者基本計画（平成 25 年 9 月閣議決定）である。高等教育における障害の有無による差別の解消と障害を持つ学生の支援の推進が公的に定められたことにより、近年増加傾向にある発達障害を含む障害のある学生の受け入れ体制の整備が急務となっている。もう一つは、平成 24 年 8 月に公布された労働契約法の改正である。その改正により、有期労働契約が通算 5 年を超えると労働者の申し込みにより無期労働契約に転換できるようになった。しかし、財務や人事の問題等で無任期の雇用が困難な場合に 5 年以上の契約更新がなされなくなるなどのカウンセラーの配置状況に変化が生じている可能性も考えられる。

以上の点を踏まえ、本稿では調査結果全体を概観しながら、その中でも特に「発達障害のある学生に対する支援」と「カウンセラーの配置」に注目して学生相談体制の整備・充実化の状況について考察したい。

2 学生相談活動の現状

学生相談活動の現状を明らかにするため、近年増加している相談内容および相談件数について検討する。

(1) 増加している相談内容

現在、学生相談において増加している相談内容はどのような内容であろうか。「前回調査時と比較して件数が増えている」と回答された割合を図1に示した。高専および大学において最も高い割合を示したのは、「発達障害」（高専 75.9%，大学 59.0%）に関する相談であった。一方、短大では「対人関係」（57.4%）に関する相談であった。「対人関係」に関する相談は大学および高専でも2番目に高い値を示していた。その後、「精神障害」、「修学上の問題」、「進路・就職」、「心理・性格」が続き、いずれも平均すると4割前後の学校が前回調査時よりも増加していると回答していた。前回調査においても、「対人関係」、「発達障害・LD等」、「進路・就職」は増加を示した項目であった。また、学生相談学会調査でもこれと同様の傾向が示されており、最近3年間で最も増加している相談内容は「発達障害学生支援」（64.5%）であり、続いて「対人関係」（57.1%）、「進路・就職」（48.1%）であった。近年は、発達障害に関する情報の普及や認知度の高まり、SNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用に関連した対人トラブルの増加、就職活動の長期化などの傾向が見られるが、本調査の結果もそれらの傾向を反映しているものと考えられる。

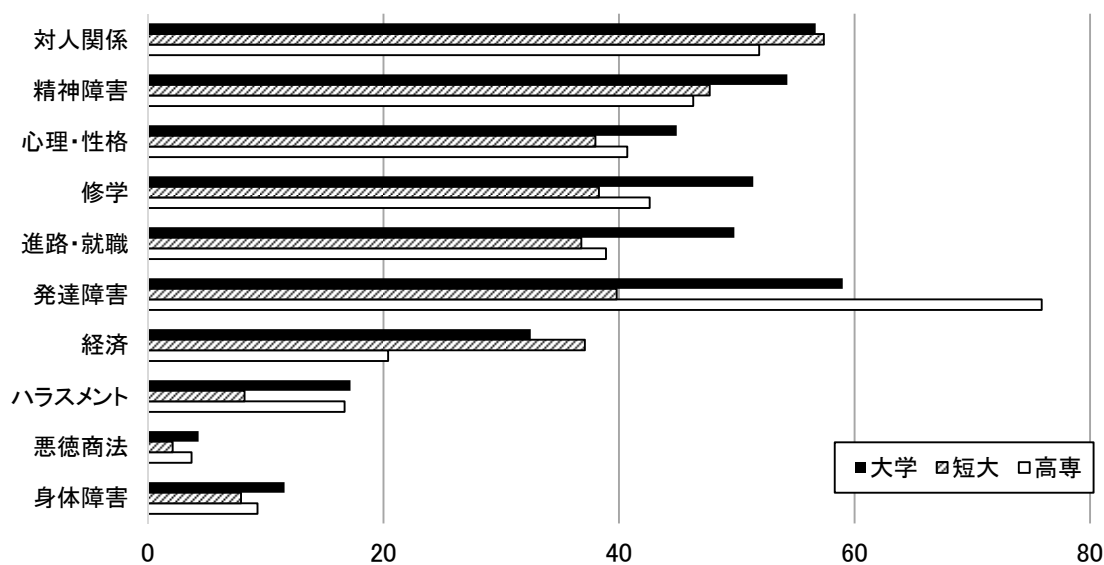


図1 学校種ごとの増加している相談内容(%)

(2) 相談件数

図2は平成22年度から24年度までののべ相談件数の平均値の推移を示したグラフである。相談件数は、大学および高専で増加傾向にあるものの、短大のみ横ばいであった。増加傾向については、学生のニーズが実際に増えている可能性と、そうしたニーズに対応できるだけの相談体制が整備された可能性の両方を示していると考えられる。短大の結果については、短大の97.0%は学生数が1000人以下の小規模校であり、学生と教職員との距離が近く、一般教職員がこまめに学生に対応できているために、学生相談独自の組織の相談件数が増えていない可能性が考えられる。図3は、学生数を基準とした学校の規模別に相談件数を集計した結果である。学生数1001人以上の学校では相談件数が増加しているのに対し、それ以下の小規模校では相談件数が変化していないことも、同様の傾向を示している。しかし別の可能性として、学生の相談ニーズに対応できるだけの余裕がなく、相談件数が頭打ちになっている可能性もあるため、結果の解釈には留意すべきである。

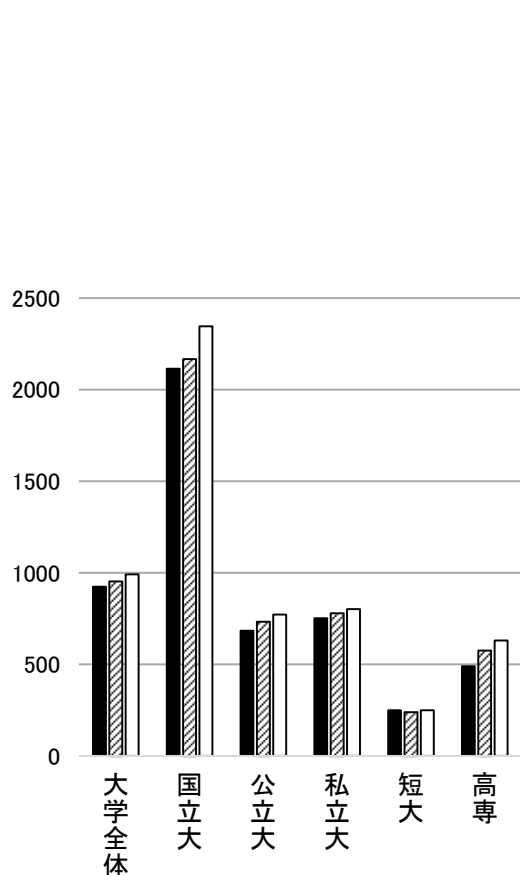


図2 学校種ごとの平均のべ相談件数(件)

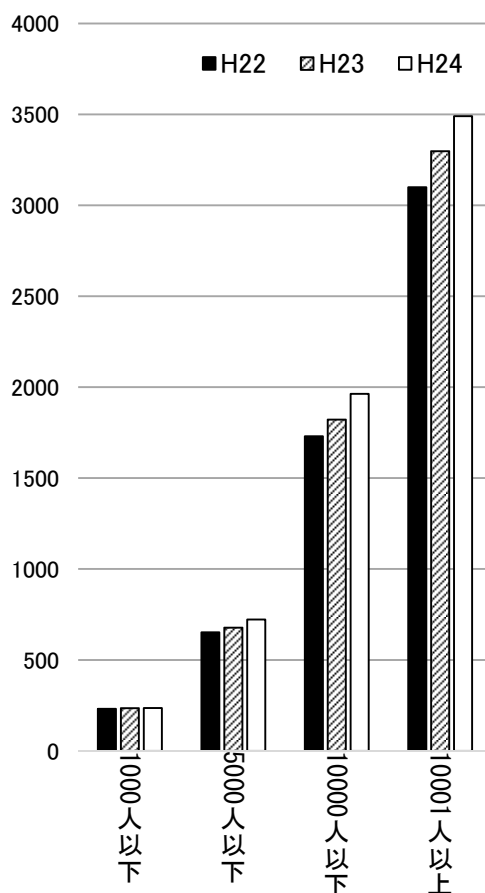


図3 学校規模ごとの平均のべ相談件数(件)

3 学生相談体制の現状と課題

次に、増加する相談に対して、どのような学生相談体制（組織、カウンセラー、連携）が整備され、どのような課題が残されているのかを検討する。

（1）学生相談の組織

学生相談に対応する組織としては、学生相談独自の組織、保健管理センター等の組織、クラス担任や指導教員、事務組織が多かった。前二者は苫米地レポートで示された3階層モデルにおける「専門的學生支援」に該当し、後二者は「制度化された學生支援」に当たるものであるが、それらは高専の事務組織（40.7%）以外のいずれの学校種でも6割を超えて学生支援を担っていることが示され、半数以上の学校では学生相談に特化した専門的組織だけではなく、複数の層において学生への対応がなされていることが明らかにされた。前回の調査結果と比較すると、学生相談独自の組織がやや増加した他は、全て減少していた。相談件数の増加と併せ考えると、学生相談独自の組織を中心とした相談体制が整備されてきている様子が見えてくる。

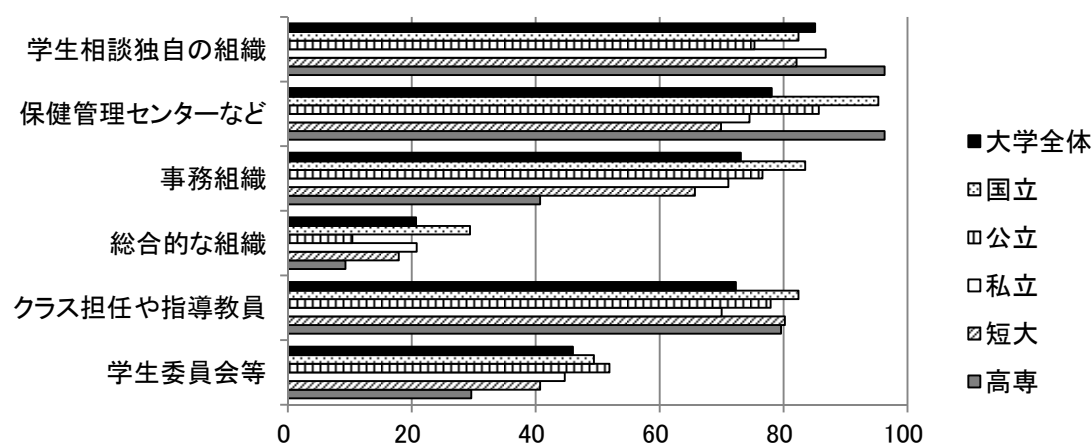


図4 学校種ごとの学生相談担当する組織(%)

（2）カウンセラーおよび医師の配置状況

カウンセラーや医師の配置状況を集計した結果が図5である。カウンセラーの配置は全ての学校種で8割を超えていた。平成20年度、22年度の調査でもほぼ同じ水準の結果が得られており、安定した結果である。学生相談独自の組織の配置率の高さも併せて考えれば、多くの大学においてカウンセラーを配置した学生相談組織がある程度整備されてきていると考えてよいと思われる。医師の配置については、国立大学においてのみ92.9%という高水準であるが、次が高専で61.1%と大幅に下回り、その他は50%以下の配置率であった。また、カウンセラーと医師のいずれも配置していないという学校は、国立大学と高専では0%であったが、短大では15.8%あることが示された。この結果は、短大の中には専門的な相談体制が十分でない学校が一定数ある可能性を示唆している。

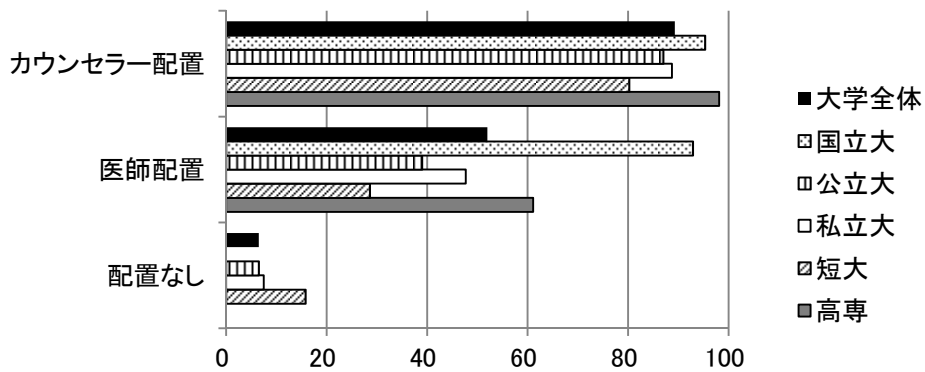


図5 学校種ごとのカウンセラーと医師の配置状況(%)

(3) 学内外の連携状況

複数の部署が学生からの相談を受けている場合、各部署が連携することによってより有効な学生支援が可能となる。また、学内の資源だけでは学生の問題に十分な対応ができない場合には、学外の機関と連携することが必要となる。いずれにせよ学生支援においては、学内外の組織との連携が重要となる。まず学内連携については、担当者間の連絡は80%以上の学校でなされていた(図6)。しかし、組織的な連携については、65.9%の国立大学において学生相談担当者が学生支援関係の委員会に属している他は、50%を超える連携はみられなかった。危機管理関係の委員会の所属についても国立大学が20.0%であった他は10%に満たなかった。学生数による学校規模別に集計したところ 図7のような結果になり、小規模校よりも大規模校の方が組織的な学内連携を多く行っていることが示された。ただし、これはただちに小規模校で学内連携が行われていないことを意味するわけではない。小規模校は学生も教職員も人数が少なく、委員会への参加や定期的な会議がなくとも連携が取りやすいために、公的な連携の必要性が低い可能性もあることも考慮しておく必要がある。

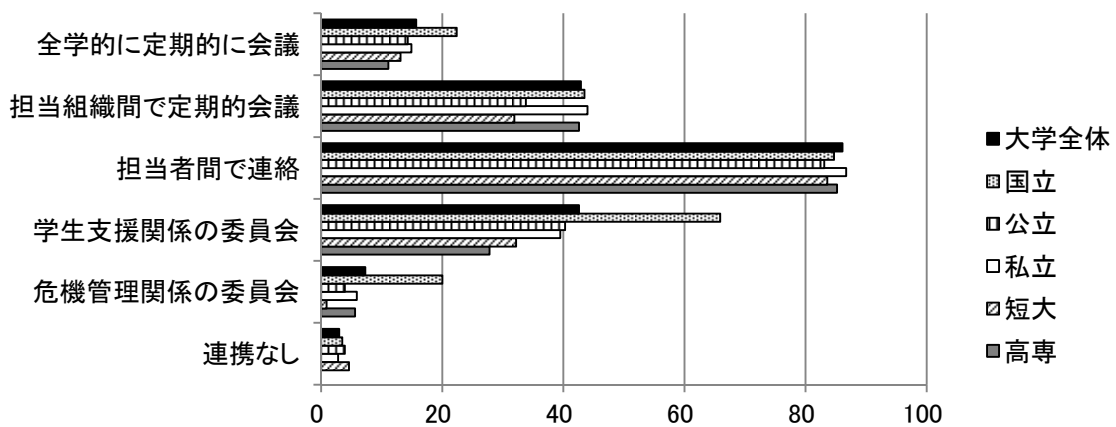


図6 学校種ごとの学内連携の状況(%)

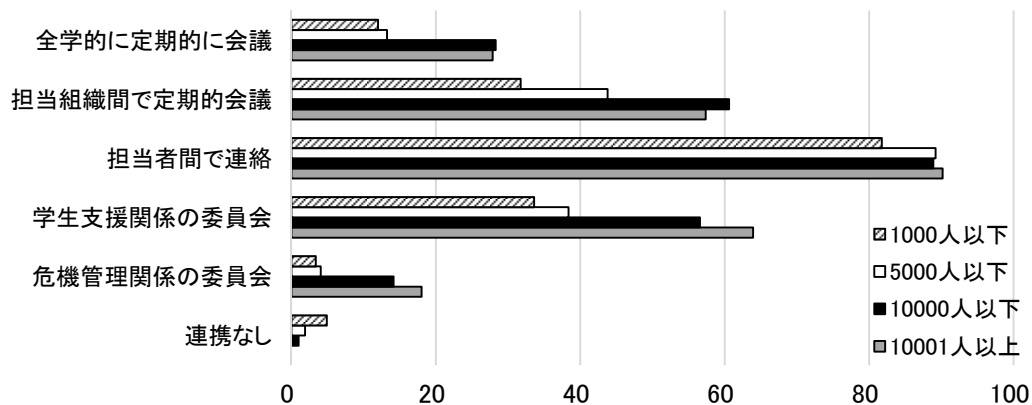


図7 学校規模ごとの学内連携の状況(%)

学外の機関との連携については、図8に示した通り、半数以上の学校で連携が行われていることが示された。平成17年度、20年度、22年度の調査結果と比較してみると、確実に学外連携が増加していることが分かる。前回の平成22年度調査からの変化に注目すると、高専において特に大きな増加が認められた。連携先としては、前回調査と同様に医療機関が圧倒的に多く、全体では83.9%の学校において学外の医療機関との連携がなされていた。その他、国や自治体主体の就職支援組織(38.8%)や発達障害者支援センター(35.6%)などの機関とも、3分の1以上の学校で連携がなされていることが示された。就職活動に関しては新規卒業予定者のみならず、既卒者の就職や再就職への支援をしている学校においては、学外の就職支援組織との連携がより重要となろう。また、発達障害のある学生に対する支援の強化が求められている現在、発達障害者支援センターとの連携もその重要性が増していると考えられる。

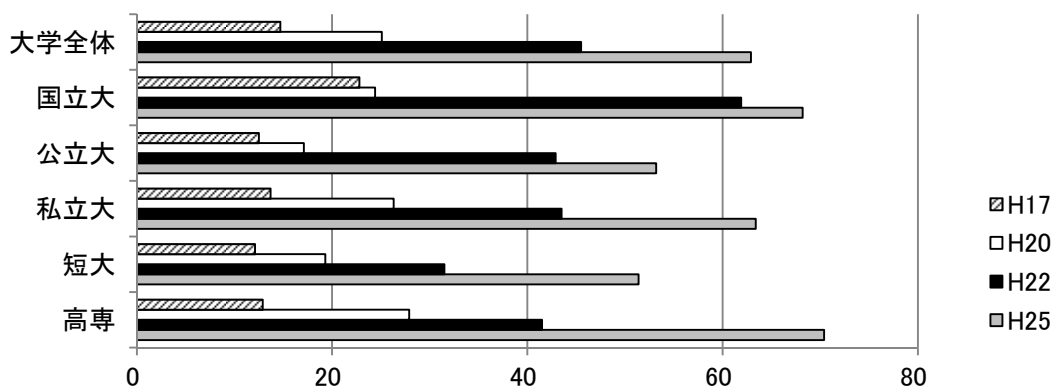


図8 学外機関との連携の有無(%)

(4) 今後の課題

学生相談に関する今後の課題として、特に必要性の高いと思われる項目と、各学校単独では実施困難と思われる項目について回答をもらった結果が図9である。必要性に関

して回答が多かったのが、「悩みを抱えていながら相談に来ない学生への対応」(84.5%)、「精神的危機の状況にある学生への対応」(71.4%)、「相談員と教職員との連携・協働」(66.8%)、「複雑かつ多様な相談内容への対応」(64.1%)、「学生相談の体制・環境整備」(62.2%)であった。これらは平成20年度、22年度の調査においても高い値を示している。この結果は、対応困難な事例に対して学生相談の担当者あるいは単独の組織だけでの対応には限界があり、相談員を含めた教職員が連携しながら学生相談体制を整備していく必要があることを示唆しているものと推察される。また、各学校単独での実施の困難性については、「他大学の先進的取組」(33.9%)や「外国の大学での取組」(25.8%)に関する情報収集と、「精神的危機状況にある学生への対応」(31.3%)および「学外の専門機関との連携」(30.9%)において高い値が示された。情報収集については、特に他大学の取組に関する情報収集の必要性は認識しつつも、各学校が個別に行うには限界があるものと考えられる。また、精神的危機状況にある学生への対応の際は、専門家が学内に配置されていない場合には、学外の専門機関との関係を構築していく必要があることを示していると考えられる。

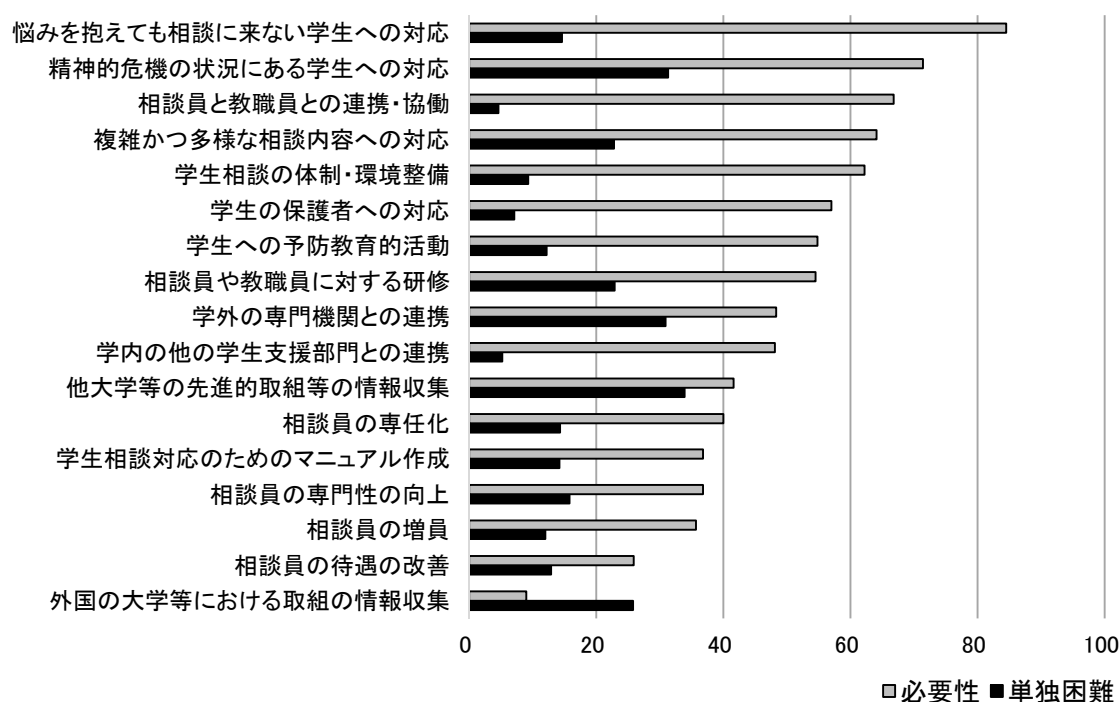


図9 今後の課題(必要性および単独での実施困難)(%)

4 常勤カウンセラー配置から見る学生相談体制充実化の検討

ここまでの結果から、全体としては学生相談独自の組織やカウンセラーの配置率は比較的高く、相談件数も増加し、学外の機関との連携も進んでいる様子が明らかにされた。一方、本調査の自由記述欄においては、「労基法改正による雇い止め対応に伴い、非常勤の方の雇用が課題になっている」「カウンセラーとして良い人材を長期間採用できないことが大きな問題となっている」「相談員の専任化、学内での組織的な位置づけの強化が望まれる」「相

談員に任期があり、長期的・継続的な取り組みがしづらい状況は、多くの大学で抱えている課題だと考えられる」等の、カウンセラーの配置に関する問題点が複数指摘された。学生相談学会調査（早坂他，2013）でも、カウンセラーの配置に関して大規模校と小規模校との学生相談体制の両極化が広がっていることが指摘されており、一概に学生相談体制が充実してきているとは言いきれない可能性も残る。そこで、常勤カウンセラーの配置という視点から、学生相談体制の充実化について検討してみたい。

（1）常勤カウンセラー配置率の低下

はじめにカウンセラー全体の配置率の推移を確認しておくとして、国立大学では平成20年度が96.3%、22年度が92.9%、25年度が95.3%とほぼ横ばい、同様に公立大学では88.6%、88.3%、87.0%、私立大学では87.7%、87.1%、88.7%、短大では77.6%、76.4%、80.2%と推移、高専でも98.4%、100%、98.1%とおおよそ安定した値を示していた。しかし、それらの学校における常勤カウンセラーの配置率を算出してみると、平成20年度の配置率と比較して本調査では公立大学以外の学校種において減少していることが示された（図10）。これらの結果から、常勤カウンセラーの配置をやめ、その代わりに非常勤カウンセラーの雇用に変更した学校が、国立大学、短大、高専を中心に多数ある可能性が考えられる。厳しい財務状況の中でカウンセラーを配置し続けていくために、非常勤という形態でカウンセラーを雇用せざるを得ない学校が増加しているものと推察される。

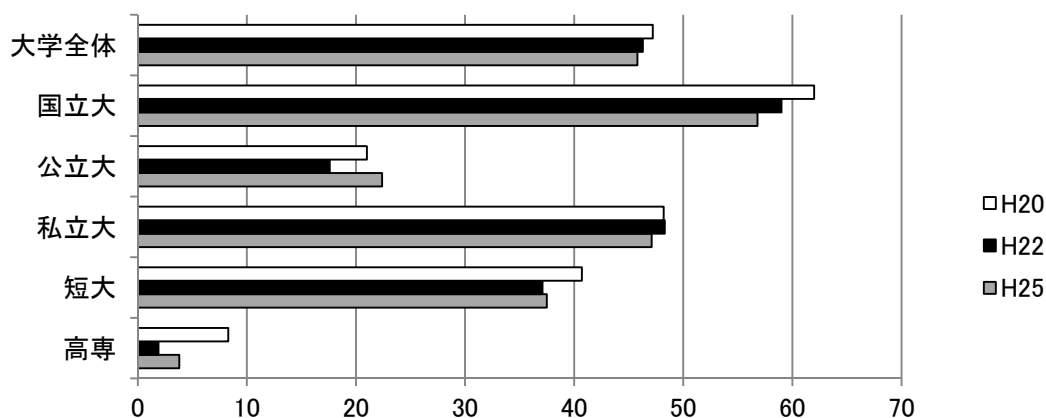


図10 常勤カウンセラーの配置率の変化(カウンセラー配置校内の内訳)(%)

（2）常勤カウンセラーの有無と連携の関連

ところで、常勤と非常勤の違いは単に勤務時間の長さだけなのであろうか。常時学内にいて学生相談を行えるということは、問題を抱えた学生との面談を多く実施できるだけでなく、その周囲の教職員や学外の機関との連携も取りやすくなることを意味する。図11は、常勤カウンセラーの有無による学内外の連携の状況を示したものである。担当者間での連絡については常勤と非常勤とで違いはほとんど見られず、関係している教職員や他部署の担当者との連絡は、常勤・非常勤の区別なく実施されている。しかし、各種委員会や会議

等の参加は常勤の方がなされやすいようである。また、学外の機関との連携においては差が顕著であり、本来、常勤のカウンセラーや医師が配置されていない学校の方が学外機関との連携が必要であるにもかかわらず、実際には連携が少なかった。限られた勤務時間の中では、来談した学生や教員からの相談への対応が中心とならざるを得ず、学外の機関との連携を構築するまでには至らないのではないかと推察される。

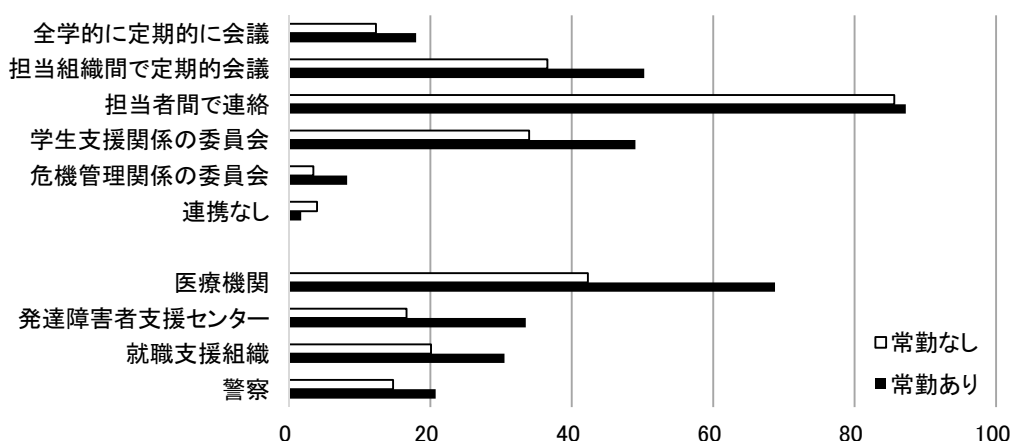


図11 常勤カウンセラーの有無による連携状況(%)

これまでの結果を総合して考えると、全体としては学生相談に関する専門的スキルを持ったカウンセラーが配置された組織が整備され、その組織を中心とした学生支援体制が作られてきていると考えられる。しかし、全体としては常勤カウンセラーの割合が減少している傾向も示された。学生相談学会調査結果の分析では、専任や常勤のカウンセラーの配置がほとんどすべての学生相談活動の充実化と関連することが明らかにされているが（早坂他，2013）、逆の見方をすれば、常勤カウンセラーの非常勤化が相談活動の機能低下をもたらす可能性を持つとも言える。そのように考えると、学生相談に関する組織の整備が進む一方で、常勤カウンセラーの非常勤化によるリスクを抱えた学校も少なくないと言えよう。

5 まとめ

本稿では、平成25年度の高等教育機関における学生相談の体制について、主に学校種と学校規模の点から分析を行った。その結果、全体として学生相談を担当する組織やカウンセラーの配置については、ある程度いきなりつつある現状が確認された。しかし、学生数が少ない小規模校では学生相談の活動状況は横ばい状態にあり、これが教職員による日常的支援が充実しているためなのか、学生相談体制の整備が進んでいないためなのかについては、今後も注意してみていく必要がある。

また、冒頭にも述べた「発達障害のある学生に対する支援」については、前回の調査からすでに増加が見られていたが、本調査でもさらに増加傾向が確認された。高等教育における障害学生の支援の推進により、その傾向はますます加速することが予想される。障害学生に対する支援は物理的な環境整備や修学上の支援だけではなく、生活支援、心理的支

援、心身の健康支援、就職支援など学生生活における多岐にわたる側面での支援が密に連携してなされる必要がある。縦割りの支援ではなく、領域横断的な学生支援体制の構築がすべての高等教育機関で急務であると言えよう。いくつかの先進校（例えば、成蹊大学、富山大学、信州大学等）では、すでに相当数の発達障害に関する事例を担当している学生相談を活かした組織づくりがなされ、有効な支援が行われている。このような先進的取組を参考に、学生相談の持つ対応実績を活用した支援体制を構築することが期待される。

その一方で、常勤カウンセラーの配置率の低下傾向や、労働契約法改正の影響を受けてカウンセラーを長期雇用しない方針を取った学校が出ている状況も見られた。「カウンセラーの配置」の問題もまた、学生相談における諸活動の縮小や学内外連携の機能低下をもたらす可能性のある極めて重要な課題である。各学校の学生相談担当者のみならず、各学校の執行部、さらには日本学生支援機構や日本学生相談学会など学生支援・学生相談に関する専門団体のレベルでも、早急に検討していかなければならない問題であると言えよう。

最後に、これからの高等教育機関において学生相談はどうあるべきであろうか。本稿は学生相談体制の充実化の検証を目的としていたため、必然的に学生相談の組織やカウンセラーに焦点を当てることになったが、学生相談の主役は学生であることを忘れてはなるまい。学生相談とは、学生一人一人に丁寧に向き合い、一人の人間として理解することである。そして、その学生が学生生活を通じて成長して社会に出ていけるよう、教職員が協力して支援することが学生相談・学生支援の基本であり、本質であろう。各学校によって学生相談の環境は異なっても、この本質を忘れずにいることが大切なのではないだろうか。

【参考文献】

独立行政法人日本学生支援機構（2011）大学，短期大学，高等専門学校における学生支援の取組状況に関する調査（平成22年度）。

早坂浩志・佐藤純・奥野光・阿部千香子（2013）2012年度学生相談機関に関する調査報告。学生相談研究，33，298-320。

文部省（2000）大学における学生生活の充実方策について―学生の立場に立った大学づくりを目指して―。

日本学生支援機構（2007）大学における学生相談体制の充実方策について―「総合的な学生支援」と「専門的な学生相談」の「連携・協働」―。